

拓殖大学 政治行政研究

第12巻 2021年3月

〈論文〉

地方銀行の効率性

— 公共選択的見地から見た指定金融機関問題など …………… 高橋 智彦 …… 1

日本に病院船は必要か …………… 濱口 和久 …… 15

〈資料〉

中華人民共和国民法典権利侵害責任編の試訳

— 2009年制定の中華人民共和国権利侵害責任法からの
改正点・対照資料として …………… 長 友昭 …… 29

地方銀行の効率性

— 公共選択的見地から見た指定金融機関問題など

高橋 智彦

要約

地方銀行は長年にわたり、その歴史的経緯もあり、地方自治体と深い関係を保ちながら存続してきた。1990年代以降、金融機関の再編が進展し、都市銀行や旧相互銀行であった第二地方銀行、信金、信組の再編が続き、その数が減少しても、地方銀行協会所属の地方銀行はほぼ同数のまま推移してきた。これらの銀行は都道府県をはじめとする地方自治体の指定金融となり、安い手数料で公金取扱、収納業務を行う一方で地方債などを保有し、地方自治体と深い関係を保っていた。指定金融機関はその地方自治体との関係を生かし、名声を保ち、預貸業務などを有利に展開してきた。

しかし、低金利、特に2016年からのマイナス金利や地方人口の減少に加え、FinTechの進展は地方銀行の体力も着実に奪い、金融当局からも再編の必要性を指摘されるようになった。

非市場的意思決定を扱う公共選択の観点から見ると、①指定金融機関の変化、②地方債の引き受け、購入、③公的金融との関係、④地方創生との関係、⑤地域独占との関係、⑥他事業との相互参入を巡る規制緩和—などのことが考えられる。そのうち今後すぐに動きがある指定金融機関の問題を効率性の実証から考察を行った。

2019年3月期の地方銀行、第二地銀の内、業務純益が赤字となった2行を除いた102行に関して確率的フロントティア分析(SFA)を用いて実証したところ、指定金融機関に一定の優位性は見られた。効率値が上位のところは様々な積極的展開をしているところがあった。

しかし、収益低迷の中で指定金融機関の収納業務などは地方銀行の重荷になりつつある。指定金融機関を返上して関係が薄れていくのか、環境関連の地方債などで新しい関係を築いていくのか分岐点にある。

キーワード：地方銀行、指定金融機関、効率性、SFA、公共選択

はじめに

地方銀行は護送船団方式と言われた金融行政の手厚い保護と、地方自治体との強い結びつきから大手銀行と比較しても安定してきた。特に都道府県のトップ行は地方自治体の収納業務を担い、地方債を引き受け、地方行政と密接に結びついてきた。1990年代からの金融危機においても旧相互銀行から転換した第二地方銀行で経営破綻するものはあり、都市銀行の淘汰は進んだが、地方銀行のほとんどの経営は安定していた。わずかに2003年に足利銀行が行き詰った際にも国による公的資金が導入され、地方銀行の数はほぼ一定であった。しかし、各地方の人口減少と低金利が長引く中で、徐々に生き残りのための合従連衡が持ち株会社の下に複数行が参加する形で進み、さらに2016年にマイナス金利政策が導

入されると、再編の圧力は強まった。地方銀行は歴史的に公金取扱いや地方債引き受けなどで地方行政の重要な役割を果たし、その再編は地方自治体のファイナンス他に大きな影響を与えかねない。ここでは再編の影響を見ていく。

1. 地方銀行を巡る環境

現在の地方銀行には明治期の国立銀行条例（1872）に基づき設立された国立銀行が発展、合併を繰り返して地方銀行になったものが多い。また頭取も戦前は貴族院議員など土地の名士、戦後は大蔵省、日本銀行などの出身者が就任し、その出自から政治との結びつきが強い（伊藤 2019）。この点、無尽会社から相互銀行を経て第二地方銀行となったところとは大きく異なる。また、頭取の養子が頭取になるなどの形で事実上の世襲に近い形で政治力が継承される例もあった。地方銀行は地方自治体の指定金融機関^①として地方自治体に大きな影響を及ぼした。

昭和初期に戦時統制的な一県一行主義もあり、各都道府県に代表的な地方銀行が一行+ α となった。官僚主導のこうした動きはやがて、官僚側のレントシーキング活動に結びつき、先述のように多くの官僚出身者をトップに受け入れたとの見方もある（朴（1999））。

戦後、各地方銀行が都道府県の指定金融機関となり、公共料金の支払い、公金の取り扱いを行った。その信用力が個人や法人との取引を生み、預金を増やし、預貸利鞘を通じて地方銀行の利益を支えていった。また独占禁止法の中で他の民間金融機関、協同組合、公的金融との棲み分けが行われ、各都道府県における中心的金融機関として君臨した。地方銀行の中には知事との密接な関係が見られるものもあり、政治献金や知事選への関与が取り沙汰されたものもあった。

厳重な金融規制と護送船団方式と言われる行政、高い成長の中で日本の金融機関は無風とも言える経営環境が続いたが、1984年の日米円ドル委員会報告書以降、金利規制の弾力化が進み、さらに1988年のBIS（国際決済銀行）のバーゼル自己資本規制以後は自己資本の維持、充実によるリスク・バッファー保持が重視されるようになり、後の不良債権処理に大きな影響を与えた。

1990年代初頭に所謂バブル経済が終焉すると94年には東京協和信用組合と安全信用組合、95年には第二地方銀行の兵庫銀行が経営破綻するなど地域金融の破綻が起きようになり、その後の再編につながった。97年に北海道拓殖銀行、98年には日本長期信用銀行、日本債券信用銀行の経営破綻があると大手銀行の再編も始まった。公的資金も投入され、政治献金も自粛された。

2003年11月には遂に地方銀行の一角の足利銀行が一時国有化されたが、地方銀行全体の再編には至らなかった。

2000年代以降、金融庁は大銀行に関しては大規模な不良債権処理を求める一方で、地域金融機関に関してはリージョンシップバンキングを求めた。創業や経営改善、事業再生を支援し、担保に過度に頼らず、地域の利用者の利便性向上を求められた。そのため、ベンチャーキャピタルの創立、コンサルティング強化、取引先紹介やシンジケートローンの組成といった手法がとられた。

2000年代に加速した平成の大合併は市町村の数を減らし、市町村は1998年度の3,232から1,718まで平成期間中に減った（宮下（2019））。こうした行政区の削減は営業地域が行政区に対応する信用金庫

表1 地方銀行絡みの統合例

成立年	統合持株会社	傘下銀行		
2002	九州親和 HD	親和	九州	
2004	ほくほく FG	北陸	北海道	
2006	紀陽 HD	紀陽	和歌山	
2006	山口 FG	山口	もみじ	北九州
2007	ふくおか FG	福岡	熊本	
2009	フィデア HD	荘内	北都	
2009	池田泉州 HD	池田	泉州	
2016	九州 FG	肥後	鹿児島	
2016	コンコルディア FG	横浜	東日本	
2016	めぶき FG	常陽	足利	
2016	西日本 FHD	西日本シティ	長崎	
2018	三十三 FG	三重	第三	

(出所) 各銀行 HP

(注) 地方銀行協会加入の銀行関係のもの

などを直撃した。信用金庫数は1998年度の当初の401から平成終了時に259にまで減った。これほどまでにドラスチックな再編が行われているにもかかわらず、この間都道府県数は変わらなかったために、各地方銀行の危機感が高いとは言えなかった。財政投融资の縮小、再編は財政投融资各機関の地方債の引き受けを減らし、地方債の買い手、引き受け手としての地方銀行、第二地方銀行のシェアは上がった。

この間、都市銀行、地方銀行、第二地銀など地域金融を側面支援するために度々の立法で資本増強もなされた。預金保険機構によると⁽²⁾金融機能安定化法（累計1.82兆円）、早期健全化法（累計8.60兆円）、金融機能強化法（0.68兆円）となされた。中でも金融機能強化法による資本増強は地域金融に対して行われ、特に東日本大震災後の改定で地銀、第二地銀中心に経営責任を問われることなく資本が強化された。この金融機能強化法の審査においては収益性、効率性が重視され（金融庁（2011））、経営はひとまず安定したかに見えた。

しかし、人口減少は市町村も都道府県も関係なくのしかかり、特に生産人口の減少は少子高齢化の中で深刻だった。地方銀行、第二地銀の赤字決算も散見されるようになり、上記の資本注入分の普通株転換も2024年から2025年に迫っている。金融庁、日本銀行など金融当局も警告を鳴らし、FinTech⁽³⁾や新事業展開もあり、過大なシステム投資を必要とする点からも経営統合やSBIなどIT企業とのアライアンス、システムを巡る提携といった再編が促されていった。

2. 公共選択的見地を加味した地方銀行再編の潜在的要因

公共選択とは非市場的意思決定を扱い、政治や制度の問題で市場的意思決定とは異なる結果が出ることを経済的に分析するものである。公共選択的観点見地も加味して地方銀行の再編を考えると、①指定

金融機関である地方銀行が再編することで、地方公共団体と地方銀行の関係に変化が生じるか、②地方債の引き受け、購入などに影響があるか、③公的金融との関係に変化はあるか、④地方創生などとの関係はどうか、⑤地域独占を巡る公正取引委員会との関係、⑥他事業との相互参入を巡る規制緩和の問題—などが挙げられる。

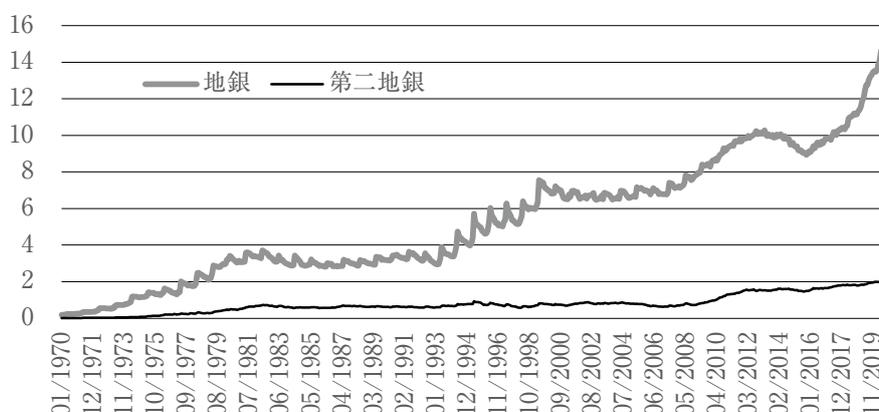
この中には公的金融など古くからの問題もあるが、FinTechによる決済の新しいあり方は①の収納代行などの指定金融機関の問題に関わってきている。

②の地方債に関してはかつての引き受けから競争入札中心となったが、地方銀行の地方債保有は本稿執筆時点で15兆円と大きく、地方債の買い手として大きな役割を果たしてきた。今後、数年で多くの地方債が満期を迎え、その際に再編が進み、指定金融機関などの関係に変化があった時に地方財政に与える影響が懸念される。

③～⑤の問題に関して、③の公的金融との関係では民営化されたゆうちょ銀行の全国の預貯金に占めるシェアは下がり、2019年3月には13.1%と10年前の17.0%から下がってきている（金融ジャーナル（2020））。貸出における旧政府系との競合、補完はデータがそろわないものの、全体の状況は改善している。

④の地方創生との関係ではリレーションシップバンキングが推進される中で常に意識されてきた視点であり、アベノミクスでも意識されてきた視点であるが、今後、規制緩和で他産業との相互参入が進んだり、人材が流動化した際により展開があると思われ、今後さらに研究が蓄積されることを待ちたい。

⑤の地域独占を巡る公正取引委員会との関係ではふくおかフィナンシャルグループが十八銀行を傘下に持つことに対して長崎県における貸出シェアが高過ぎるために公正取引委員会の審査が長引いた。大庫、中村、吉野（2017）は合併による規模の経済性を唱え、貸出金利が下がる可能性に言及して経営統合を擁護した。公的金融や民営化された公的金融も合わせて考えると、四十七都道府県で2019年3月期のゆうちょ銀行の預金シェアが最も大きいのは長崎県であり（金融ジャーナル社（2020））、このあたりをどう考えるのかという問題があった。川本（2019）は公正取引委員会が政府系金融機関を競争者として認識していないのではないかと指摘している。結果的には2020年5月に地方銀行の合従連衡を10



(出所) CDM-NEXT

図1 地銀、第二地銀の地方債保有額（兆円）

年間には独占禁止法の適用除外とする法案が可決され、この問題はいったん決着している。2020年10月には長崎県の十八銀行と親和銀行が経営統合し、十八親和銀行が発足した。

⑥の他の産業との相互参入に関してはFinTechによりIT企業、流通企業など他産業が時に銀行法の制約を受けずに決済事業などに自由に入り、手数料収入が圧迫される一方で、銀行法の5%ルール（事業会社に出資する場合、銀行持ち株会社と子会社合計で15%）などの制約で自由に他産業に出資できない状況が続いていた。しかし、ここへきて地域貢献企業への出資に関しては規制を緩和する案が検討されている（金融審議会銀行制度等ワーキンググループ（2020））。

本稿ではこれから生じてきている問題で生活に欠かせない問題であり、今後、すぐに動きがあることが予想され、②の地方債など他の問題に影響する①の指定金融機関と地方銀行の再編問題に関して効率性との絡みで定量的分析を試みた。

3. 先行研究

地方銀行を巡る研究は様々な観点からなされているが、島袋（2018）は展望論文を示し、再編が必ずしも経営改善につながっていないという論文が多く見られる点に触れている。

効率性を測定するには手法的に大別して関数を用いて誤差項と非効率性をみる確率的フロンティア分析（Stochastic Frontier Analysis, SFA）と活動に際して出力最大化または入力最小化するような主体と対象主体を比較する包絡分析法（Data Envelopment Analysis, DEA）がある。

播磨谷（2009）は地域金融全般について確率的フロンティア分析により費用効率性を測定し、2001年度から2006年度までのデータで測定し業態別、地域別に結果をまとめている。計測の結果、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合の業態の効率値平均に大きな差はなかった。地域別では北海道などが高めの効率値となっている。

相原、後藤（2017）は2002年度～2014年度に合併により誕生した地域銀行（地銀、第二地銀）が効率性を向上させたかをSFAを用いて計測している。従業員数、店舗数、資金調達費用を入力、経常収益を出力として計測した結果、合併により特に効率性上昇はなかったとしている。

筆者自身は過去にDEAを用いて地方銀行の効率性を測定している。これは銀行本体による保険、投信販売などが認められ、手数料収入が入るようになる中で、複数生産物を生産する中で効率性を測定するためにDEAを用いた。

高橋（2009）では規模に関して可変的なDEAを用いて、2001年3月期～2004年3月期の地方銀行64行、第二地方銀行50行を対象に資産運用収益、役務取引等収益を出力、従業員数、店舗数を入力として入力志向で行った計測では地方銀行の第二地方銀行への優位性は特に見られず、地域的には関東の地方銀行の優位性などが目についた。

Takahashi（2019）では2013年度から2017年度までの5年間の都市銀行、地方銀行、第二地方銀行の効率性を規模に関して収穫可変的（VRS）な包絡分析法（DEA）を用いて2入力（従業員数、店舗数）、2出力（資金運用収益、役務取引収益）で効率性を測定し、特に地方銀行に優位性は見られなかった。この点、高橋（2009）と同様だが、日本銀行（2017）に見られるように地域金融機関が近年、より

都市部に集中したことで都市部の地銀の効率性の優位性も見られないことなどが影響したと考えられる。

地銀が第二地銀に対して優位にならない点では Berger, Mester (1997) で利益関数にした場合には費用関数よりも規模の優位性が出にくい点、指摘しており、これらの結果はその指摘と整合的とも言える。

指定金融機関を巡る研究としては江夏 (2020) がある。同研究は 90 年代半ばまでは指定金融機関の地方公共団体ビジネスの採算性があってきたのに対して、それ以降指定金融機関側からの地方公共団体との関係見直しの動きが出て、2010 年代後半には長引く低金利と経営悪化を経て、指定金融機関が地方公共団体に関係見直しを働きかけている事例もあることを示している。

指定金融機関の問題については山本 (2003) でそのメリットを 4 つ挙げている。1) 地域のトップ金融機関としてのステータスの保持、2) 地域の個人、企業からの信頼獲得、3) 好氣的・安定的な預金・貸付取引の確保、4) 地方公共団体職員との個人取引の拡大——である。熊本 (2010) はアンケート調査を行い、地方自治体と指定金融機関の関係が変容してきていることを指摘している。

4. 実証データと分析

ここでは執筆時点で全国銀行協会のホームページの財務諸表分析に掲載され、データが入手可能であった 2019 年 3 月期の地銀、第二地銀の単体決算のクロスセクションデータを用いた⁽⁴⁾。Takahashi (2019) の分析対象後のデータで異なる方法である確率的フロンティア分析 (SFA) を用いて効率性を測定した。

銀行分析のアプローチとしては様々なアプローチがあるが、DEA を用いて出力に金利収入、非金利収入を選んだ Takahashi (2019) のオペレーティングアプローチ的な分析ではなく、労働、資本を用いて生産物を算出するという生産アプローチを用いたこともあり、SFA を用いた。

ここでは今ある生産量を使って生産できる最大量に対しての効率性である技術的効率性を測定する。

データは地銀 63 行 (当該年度に業務純益が赤字となった佐賀銀行を除く)、第二地銀の 39 行 (当該年度に業務純益が赤字となった島根銀行⁽⁵⁾を除く) の計 102 行のデータを用いた。

アウトプットを示す被説明変数としては本業の利益を表す業務純益、インプットを示す説明変数として店舗数、従業員数を用いて推計を行った。推計にはニューイングランド大学の開発した FRONTIER4.1 を用い、統計ソフトの Stata で検定などの適正さの確認を行った。

表 2 記述統計量

	標本数	平均	標準偏差	最小値	最大値
業務純益 (百万円)	102	11,262	13,997	118	69,122
店舗数 (店)	102	102	44	23	208
職員数 (人)	102	1,667	1,000	242	4,622

(出所) 全銀協 HP

効率値の計測にあたっては対数型のコブ・ダグラス関数を用いた。

$$\ln(OP_i) = \beta_0 + \beta_1 \ln(S_i) + \beta_2 \ln(L_i) + v_i - u_i \quad (1)$$

OP_i : i 銀行の業務純益

S_i : i 銀行の店舗数

L_i : i 銀行の従業員数

v_i : 誤差項

u_i : 非効率性

技術的効率性 (TE_i) は $TE_i = \exp(-u_i)$ となる。

誤差項の分布には半正規分布を採用した。

v_i と u_i は互いに無相関、費用関数の場合は (1) 式の誤差項と非効率性は $v_i + u_i$ となる。

なお、 $\sigma^2 = \sigma_v^2 + \sigma_u^2$

$\gamma = \sigma_u^2 / (\sigma_v^2 + \sigma_u^2)$

の関係がある。

これらの数値により残差の変動をどの程度非効率性が説明しているかがわかる。

生産関数における非効率性の概念図を書くとなつようになる。

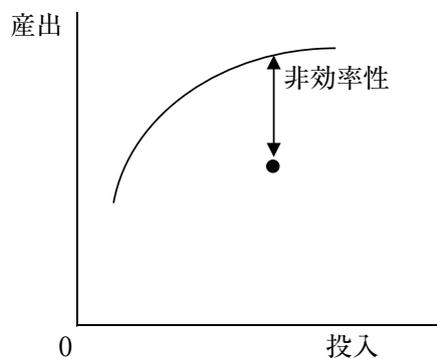


図2 非効率性概念図

フロンティアと各主体の距離が非効率性となる。フロンティア上で効率的なら効率値は1となる。

5. 実証結果

103 行の技術的効率性を SFA で計測して各行の技術的効率性を算出した。

算出にあたっては Coelli (1996) に従って最尤法で行った。

表3 推計結果

	係数	標準偏差	t 値
β_0	-1.598	0.708	-2.257
β_1	0.368	0.327	1.124
β_2	1.283	0.246	5.217
σ_2	0.840	0.192	4.371
γ	0.813	0.103	7.907

対数尤度 (LLF) = - 96.457

LR test (尤度比検定統計量) = 6.326

推計値では γ の大きさが0.813と大きく、標準偏差を加味しても大きい。有意性からはそれなりに非効率項が残差を説明しており、SFAを用いることの妥当性が一応見える（北坂（2014））。

尤度検定でも推計は支持されている。

各行の技術的効率性の概要は以下のようになった（各行の詳細は表6、表7）。

技術的効率値1位の北九州銀行は3位の山口銀行から分かれた銀行で後者の隣県戦略を担っている。山口銀行は積極的に他県にも進出し、飲食業と共同の店舗運営など積極性が目立つ。2位のスルガ銀行は住宅ローンなどの積極的展開から上位となったが、シェアハウス関連が不祥事となり、多額の貸倒引当金計上を余儀なくされ、経常利益ベースでは赤字となり、事実上は上位の効率性と言えない。次に以前から高い自己資本比率など優良行で知られる静岡銀行が4位となった。フィンテックや証券業への早めの対応なども目立っている。5位はその後8位の徳島銀行と経営統合した大正銀行で、このように技術的効率性の上位5行は他銀行との連携や諸業務で積極的展開を見せている。

都道府県の指定金融機関となっている地銀、第二地銀の技術的効率値の平均を見ると（業務純益が赤字となり、計測上の技術的理由から外した佐賀銀行〔佐賀県の指定金融機関〕を除く）、都道府県の指定金融機関となっているところは一定の優位性を見せている。

表4 都道府県指定金融機関と効率値

	全体	指定金融機関	非指定金融機関
平均値	0.579	0.622	0.551

地域別では特に都市部の関東、東海、近畿の優位性は見られなかった。九州・沖縄、甲信越・北陸は地方銀行と第二地銀の差が大きくなっている。

公的資本注入との関係では金融機能強化法の資金を既に返した機関（七十七、紀陽、北洋、きらやか、豊和）の平均は0.510（ただし、七十七は期限付き劣後ローン）、2024年から2025年に優先株の普通株転換を控えた機関（みちのく、北都、東和、福邦、第三、高知、宮崎太陽、南日本）の平均は0.484と見劣りするものだった。金融機能強化法の審査で重視された効率性の向上は見られていない。

アライアンスやIT企業との関係では本決算後2019年度中にSBIホールディングスの出資を受けた島根、福島、筑豊、清水⁽⁶⁾の4行の平均はこの時点で業務純益が赤字で計測できなかった島根銀行を

表5 技術的効率値

	地方銀行	第二地銀
北海道・東北	0.505	0.372
関東	0.616	0.612
甲信越・北陸	0.663	0.581
東海	0.582	0.566
近畿	0.427	0.566
中国	0.654	0.699
四国	0.651	0.639
九州・沖縄	0.685	0.516

除く3行平均で0.393と低いものになってる。SBIは「第4のメガバンク」構想を掲げている。またそれとは別に2018年3月設立のSBI地方創生アセットマネジメントには大手銀行とともに効率値で上位となった各地銀が出資を行い、地域金融機関の資産運用、運用人材育成の支援を行うなど新しい展開も出ている。

6. まとめ

指定金融機関が有利になったのは公金も2005年4月以降はペイオフの影響を受けるようになり、優良金融機関を指定金融機関とすることが多いことも影響していると思われる。

効率値が大都市圏で必ずしも優位性が見られず、過疎化が進む地方が不利とならなかったのは、大都市で出店が続き、競争が激化しており、その影響があると見られる（日本銀行（2017））

指定金融機関は信用の増大にもつながり、収納も含めた手数料収入全体の増大にも寄与し、地方債の引き受けなども有利にしていた。また職員の人事交流からも指定金融機関と地方公共団体のつながりの深さにつながっていた。

しかし、地方債は銀行引受債（旧縁故債）のみならず、公募による競争入札が主流となり、安定した取引で銀行が高い金利を享受する面でのメリットが薄れ、FinTechで決済業務における店舗、人員の維持の相対的コストが高まる中で、収納手数料引き上げは難航した。こうした中で2019年には地銀ではなく、また都道府県ではないが、三菱UFJ銀行が一部地方公共団体（市町村）の指定金融機関を辞退した（金融財政事情（2019））。銀行が様々な規制コストを払って安い手数料で収納代行業務を扱う一方で、コンビニエンスストアなどは高い手数料で規制適用を受けずに収納代行業務を行っている（岡田（2020））。都道府県と市町村を併せた指定金融機関としての地方銀行の経費は500億円とも言われる（東京大学（2013））。今後、指定金融機関の返上などが続けば、地方公共団体との関係が薄れかねない。江夏（2020）では地方債協会の調査で採算改善の対話を検討している資料を示し、その可能性に言及している。簡単に手数料を上げられない場合、指定金融機関は出張所などを地方公共団体の中に設けている（東京大学（2013））などのコストを削り、人的交流を縮小させると思われる。そのことは円滑な地方債消化にも影響しかねない。このような事態を招かないためにはSDGs（Sustainable Development

表6 地方銀行関連データ

	技術的 効率値	業務純益 (百万円)	店舗数 (店)	職員数 (人)	指定金融 都道府県	公的資金 (金融機能強化法)
北海道	0.643	16,298	143	2,338		
青森	0.469	4,093	97	1,322	青森	
みちのく	0.175	1,190	94	1,331		2024年10月
秋田	0.528	5,148	98	1,381	秋田	
北都	0.578	3,364	85	924		2025年1月
荘内	0.347	1,529	87	859		
山形	0.599	5,400	81	1,292	山形	
岩手	0.557	6,169	108	1,452	岩手	
東北	0.602	1,810	57	605		
七十七	0.567	16,688	143	2,846	宮城	返済済み
東邦	0.488	8,676	118	2,152		
群馬	0.676	26,558	155	3,072		
足利	0.787	39,617	154	2,922	栃木	
常陽	0.689	37,037	183	3,661	茨木	
筑波	0.182	1,838	148	1,584		
武蔵野	0.597	11,219	98	2,171		
千葉	0.788	68,526	185	4,224	千葉	
千葉興業	0.658	6,741	74	1,368		
きらぼし	0.405	11,891	164	3,037		
横浜	0.758	69,122	208	4,622	神奈川	
第四	0.614	13,361	122	2,246	新潟	
北越	0.643	7,037	84	1,415		
山梨中央	0.699	11,360	92	1,726	山梨	
八十二	0.736	35,051	152	3,216	八十二	
北陸	0.694	25,021	187	2,645	富山	
富山	0.782	1,346	39	317		
北國	0.737	14,422	105	1,787	石川	
福井	0.402	3,613	98	1,403	福井	
静岡	0.823	52,878	206	2,819	静岡	
スルガ	0.852	26,408	131	1,562		
清水	0.424	2,278	79	987		
大垣共立	0.307	8,400	149	3,129	岐阜	
十六	0.487	14,761	161	2,987		
三重	0.583	4,856	75	1,260		
百五	0.595	14,718	137	2,450	三重	
滋賀	0.645	12,311	108	2,028	滋賀	
京都	0.506	19,598	174	3,487	京都	
近畿大阪	0.357	5,781	118	2,155		
池田泉州	0.092	1,540	142	2,670		
南都	0.287	5,805	139	2,551	奈良	
紀陽	0.583	12,549	111	2,362	和歌山	返済済み
但馬	0.516	1,663	69	651		
鳥取	0.394	1,277	65	716		
山陰合同	0.727	18,461	150	2,018	鳥取、島根	
中国	0.608	20,965	162	2,983	岡山	
広島	0.706	34,456	164	3,405	広島	
山口	0.836	23,920	134	1,593	山口	
阿波	0.820	14,698	99	1,307	徳島	
百十四	0.417	7,350	124	2,199	香川	
伊予	0.683	25,819	150	2,981	愛媛	
四国	0.686	8,259	101	1,361	高知	
福岡	0.809	66,240	170	3,828	福岡	
筑邦	0.632	1,655	44	566		
十八	0.656	6,832	100	1,272	長崎	
親和	0.633	6,326	88	1,316	長崎	
肥後	0.684	16,177	122	2,191	熊本	
大分	0.404	4,454	94	1,662	大分	
宮崎	0.777	12,992	96	1,459	宮崎	
鹿児島	0.719	18,428	130	2,149	鹿児島	
琉球	0.619	6,281	75	1,417	沖縄	
沖縄	0.763	7,444	65	1,115	沖縄	
西日本シティ	0.645	31,853	175	3,703		
北九州	0.877	3,929	37	410		

(出所) 預金保険機構，全銀協 HP，各行 HP より筆者作成

(注) 公的資金年月は普通株の一斉取得年月，業務純益の赤字行を除く

表7 第二地銀関連データ

	技術的 効率値	業務純益 (百万円)	店舗数 (店)	職員数 (人)	指定金融 都道府県	公的資金 (金融機能強化法)
北洋	0.447	14,574	171	3,186	北海道	返済済み
きらやか	0.413	2,551	116	992		返済済み
北日本	0.531	2,679	78	881		
仙台	0.337	1,160	72	752		
福島	0.122	182	54	512	福島	
大東	0.380	768	58	515		
東和	0.624	7,574	94	1,521		2024年12月
栃木	0.234	2,220	91	1,656		
京葉	0.718	16,436	122	2,010		
東日本	0.631	6,245	85	1,323		
東京スター	0.729	8,991	37	1,708		
神奈川	0.735	1,310	34	383		
大光	0.646	3,613	71	877		
長野	0.570	1,843	54	671		
富山第一	0.682	3,136	66	730		
福邦	0.425	672	39	465		2024年4月
静岡中央	0.770	2,175	44	466		
愛知	0.527	6,410	106	1,608		
名古屋	0.469	6,701	114	1,856		
中京	0.478	3,465	87	1,173		
第三	0.587	5,854	96	1,346		2024年10月
関西アーバン	0.494	12,488	155	2,605		
大正	0.823	1,646	27	338		
みなと	0.380	6,596	106	2,321		
トマト	0.521	2,243	60	846		
もみじ	0.756	8,954	112	1,132		
西京	0.822	5,993	63	732		
徳島	0.817	8,699	81	934		
香川	0.688	5,602	88	1,040		
愛媛	0.612	6,675	105	1,371		
高知	0.437	1,930	72	864		2024年12月
福岡中央	0.485	853	41	481		
佐賀共栄	0.594	591	34	299		
長崎	0.241	118	23	242		
熊本	0.755	6,057	70	960		
豊和	0.540	1,113	42	520		返済済み
宮崎太陽	0.384	967	52	630		2025年4月
南日本	0.660	2,593	64	674		2024年4月
沖縄海邦	0.474	1,522	50	732		

(出所) 預金保険機構, 全銀協 HP, 各行 HP より筆者作成

(注) 公的資金年月は普通株の一斉取得年月, 業務純益の赤字行を除く

Goals：持続的開発目標）の中で ESG 投資（環境 [Environment]，社会 [Social]，統治 [Governance] に配慮した投資）が隆盛となる中で，地方のグリーンボンド等の発行で地方公共団体と指定金融機関の協力が対策として挙げられる。グリーンボンドは金融機関も発行，購入，販売主体として期待されているために指定金融機関の中にノウハウが溜まる中で，スチュワードシップ・コードが厳しく問われている機関投資家の旺盛な買い意欲があり，国や地方が発行することが期待されている。例えば神奈川県は 2020 年 10 月に豪雨や水災害への防水戦略事業に充当する県債についてグリーンボンドを市場公募債として公募した（5 年，50 億円）⁽⁷⁾。地方財政の状況から地方債の発行は続き，バランスの良い商品性と消化が必要となる。指定金融機関においても優良な民間貸出先が少ない中，ALM 面や運用成績面，日本銀行による大量の国債購入による購入対象になる国債の不足を考えても一定の地方債保有は続くだろう。

計測に当たっては多くの留意点がある。2020 年 3 月期以降赤字決算主体が増えてきていて，SFA にしても DEA にしても計測の際に用いる対象の数値が非負である制約に抵触することが増えている。また SFA の結果は一部で不安定なところがあり，このようなことから各種検定を満たさなくなる可能性もある。

2024 年以降には公的資金による資本注入の期限が漸次訪れる。地銀再編，特に従来は対象外だった，地銀協加盟の第二地銀以外の地方銀行の再編も進まざるを得なく，地方公共団体にとっても重要な局面に差し掛かっている。

〈注〉

- (1) 指定金融機関とは地方公共団体の委託を受けて，公金収納及び支払いの事務を取り扱い，指定代理機関の事務も含め総括する（地方自治法施行令第六十七条）。都市銀行も歴史的経緯もあり都道府県の指定金融機関となっている。みずほ銀行は東京都，三菱 UFJ 銀行は愛知県，三井住友銀行は兵庫県，りそな銀行は大阪府，埼玉りそな銀行は埼玉県の指定金融機関となっている。他に第二地方銀行では北洋銀行が北海道，福島銀行が福島県の指定金融機関となっているが，他の都道府県では伝統的な地銀協所属の地方銀行が指定金融機関となっている。
- (2) 預金保険機構 HP，資本増強・資本参加（震災対応含む）(<https://www.dic.go.jp/katsudo/shihonzokyo.html>)
- (3) 日本銀行 HP (<https://www.boj.or.jp/announcements/education/oshiete/kess/i25.htm/>) によれば金融 (Finance) と技術 (Technology) を組み合わせた造語で金融サービスと情報技術を組み合わせた様々な革新的な動き。
- (4) 播摩谷 (2009) でもクロスセクションデータを用いた時の結果の不安定性は指摘されている。本稿は執筆当時のデータのアベイラビリティや筆者の他の研究との絡みから敢えて 2019 年 3 月期のクロスセクションデータとした。また徐々に明らかになってきた 2020 年 3 月期のデータでは経常利益赤字，あるいは業務純益赤字の主体が増えている。
- (5) 同行はその後 2019 年 9 月に SBI グループと業務資本提携した。
- (6) 2020 年 10 月 23 日に東和銀行との提携が発表
- (7) 神奈川県ホームページ「市場公募債（グリーンボンド）のご案内」，2020 年 10 月 26 日 (<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/v6g/greenbond2.html>)

参考文献

- 相原瑞生, 後藤美香「地方銀行の合併がその経営効率にもたらす影響」, 経営情報学会 2017 年秋季大会予稿集, pp103-106. (2017)
- 伊藤正直, 佐藤政則, 杉山和雄「戦後日本の地域金融」, 日本経済評論社 (2019)
- 江夏あかね「地方公共団体と地方銀行」, 野村資本市場クォーターリー 2020 冬, pp. 5-16 (2020)
- 大庫直樹, 中村陽二, 吉野直行, 「長崎県における地域銀行の経営統合効果について」, 金融庁金融研究センター ディスカッションペーパー DP2016-6 (2017)
- 岡田大「決済・金融サービス仲介に係る新たな制度整備について」, 金融財政事情研究会「金融資本市場と公共政策」, pp. 69-100 (2020)
- 川本裕子「『長崎の事例』の教訓と地域銀行の合併統合のあり方」, 週刊金融財政事情 2019. 3. 25 (2019)
- 北坂真一「国立大学の効率性: 確率的フロンティアモデルによる計測」, 同志社大学経済学会「経済論叢」65 巻 4 号, pp. 749-778 (2014)
- 金融ジャーナル社「金融マップ 2020 年版」, 月間金融ジャーナル増刊号 (2020)
- 金融財政事情研究会「新聞の盲点——三菱 UFJ がメス, 崩れ出した指定金融機関の手数料慣行」, 金融審議会銀行制度等ワーキンググループ報告書
(https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/base.html) (2020)
- 熊本伸介「地方自治体と指定金融機関の関係の変容」同志社政策科学研究 12 (1) pp. 47-60 (2010)
- 金融財政事情「三菱 UFJ がメス, 崩れ始めた指定金融機関の手数料慣行」, 週刊金融財政事情 2019. 3. 25 (2019)
- 金融庁, 「金融機能強化法等の改正に係る説明資料」
(https://www.dic.go.jp/katsudo/page_001201.html) (2011)
- 島袋伊津子「地方銀行の再編」, 沖縄国際大学経済論集, 第 10 巻第 2 号, pp23-40 (2018)
- 高橋智彦「地方銀行の効率性測定——DEA による分析——」, 西尾チツル, 桑島健一, 猿渡康文編著「マーケティング・経営戦略の数理」, 朝倉書店, pp. 36-49 (2009)
- 東京大学「地方債市場の現状と展望」地方公共団体金融機構寄付講座 (第一期研究報告書), 2011 年 9 月~2013 年 9 月 (2013) (http://www.e.u-tokyo.ac.jp/kifu/jfm/report1/report_full.pdf)
- 日本銀行金融システムレポート 2008 年 (<https://www.boj.or.jp/research/brp/fsr/index.htm/>) (2008)
- 日本銀行金融システムレポート 2017 年 4 月 (<https://www.boj.or.jp/research/brp/fsr/index.htm/>) (2017)
- 朴盛彬「日本の金融セクターにおける官民間関係の変容——大蔵省と日銀から民間金融機関への天下りを中心に——」, 日本公共政策学会年報 (1999)
- 播磨谷浩三「リレバンと地域金融の効率性」, 岩佐代市編著「地域金融システムの分析」, 中央経済社, pp. 61-78 (2009)
- 宮下量久「『平成の大合併』を踏まえた『令和』時代の地方財政」, 日経研月報 2019.8, pp. 16-25 (2019)
- 山本一吉「指定金融機関の今後について」, 郵政研究所月報 2003. 2 (2003)
- Berger, Allen N. and Loretta J Mester, "Inside the Black Box: What explains Differences in the Efficiencies of Financial Institution", Journal of Banking & Finance, Vol. 21, Issue 7, pp. 895-947 (1997)
- Berger, Allen N. and Loretta J Mester, "Explaining the dramatic changes in performance of US banks technological change, deregulation, and dynamic changes in competitions", Journal of Financial Intermediation, 12, pp. 57-95 (2003).
- Coelli, T. J., "A Guide to Frontier Version 4.1" CEPA Working Papers, NO.7/96, (1996)
- Tomohiko Takahashi, "The Impact of the Bank of Japan's Low and Negative Interest Rate on Financial Institutions", The Journal of Money and Banking - Bančni vestnik, Vol. 68, No. 11, pp. 61-67 (2019).

日本に病院船は必要か

濱口和久

要約

病院船は昭和24(1949)年8月12日のジュネーブ条約(第22条)において、傷病者などを援助や治療、輸送することのみを目的とした船舶とされている。戦前は日本も病院船を保有していたが、戦後は1隻も保有していない。日本で病院船保有の議論が始まったのは、昭和61(1986)年11月に起きた伊豆大島三原山噴火のときで、戦争ではなく自然災害を念頭に置くという諸外国とは別の観点から始まった。その後も大規模災害(阪神・淡路大震災や東日本大震災)のたびに病院船導入の検討が行われてきたが、要員の確保、建造費と維持費、平時の活用法などがネックとなり建造は見送られてきた。本稿では、最初に、今までの国内における病院船導入議論の経過を説明する。そして、海外の病院船の運用事例を紹介し、日本における病院船の在り方について考える。

キーワード：病院船、ジュネーブ条約、大規模災害、海からのアプローチ

1. はじめに

病院船という言葉は日本人にはあまり馴染みがない。なお、本文中に災害時多目的船⁽¹⁾という言葉が登場するが、「災害時多目的船＝病院船」とする。

日本は台風や地震とそれに伴う津波、火山噴火にたびたび見舞われ「災害の百貨店」ともいうべき災害大国である。令和2(2020)年に入ってから新型コロナウイルスの感染拡大にも直面している。日本列島は南北に細長く、周囲を海に囲まれ海岸線に大都市が集中している。日本は、国土の約14%が海拔100メートル以下の低地で、ここに全国民の約半分の人々が集まって暮らし、日本の総資産の75%が集中している⁽²⁾。このような特性から、ひとたび大規模災害が起きた場合には、病院船による海からのアプローチによる災害支援は極めて有効である。そのため、日本では大規模災害が起きるたびに病院船導入が何度も検討されてきたが、要員の確保、建造費と維持費、平時の活用方法などで意見がまとまらず、建造は見送られてきた。ところが、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、日本政府は令和2年度補正予算で病院船の活用についての調査費として7,000万円を計上した。ふたたび病院船導入の流れが生まれつつある。

本稿では、最初に、今までの国内における病院船導入議論の経過を説明する。そして、海外の病院船の運用事例を紹介し、日本でもふたたび病院船導入の動きが高まるなかで、日本における病院船の在り

方について考えてみたい。

2. 病院船とは

現在の病院船は、昭和 24 (1949) 年 8 月 12 日のジュネーブ条約 (第 22 条) において、傷病者などを援助や治療、輸送することのみを目的とした船舶とされている。仕様についても、すべての外面の白色塗装・視認性の高い赤十字マーク表示などが、攻撃用兵器非搭載とともに規定されている。病院船を軍事的に使用することも禁じている⁽³⁾。

ちなみに、日本で洋式艦艇を装備した近代海軍が設立され、海軍艦艇に医師が乗船するのは、安政 2 (1855) 年の長崎海軍伝習所設立以降であり、伝習艦「観光丸」の遠洋航海に徳川幕府の官医が同行したのに始まる。また、万延元 (1860) 年に「海臨丸」が太平洋を横断した際には、医師 4 名が乗船していた。その後、明治政府は軍医の養成や病院設立に注力する。日本で本格的に病院船を運用するようになったのは、明治 27 (1894) 年 7 月に始まった日清戦争からである。このとき、日本郵船会社の貨客船「神戸丸」を海軍が徴用し、病床 200 床、伝染病室、薬室、手術室を有する本格的な病院船として改装を行っている。日本赤十字社も明治 31 年に病院船として「博愛丸」(2,629 トン) を、明治 32 年に同型の「弘済丸」を建造している⁽⁴⁾。

昭和 16 年 12 月の日米開戦が始まった時点では、海軍は 5 隻、陸軍は 19 隻の病院船を保有し、第 2 次世界大戦終戦まで追加配備が続いた。日清・日露戦争時から第 2 次世界大戦終了までに約 30 隻が運用されている。現在、観光名所ともなっている山下公園 (神奈川県横浜市) に博物館として係留されている「氷川丸」も、第 2 次世界大戦では病院船として運用されていた⁽⁵⁾。

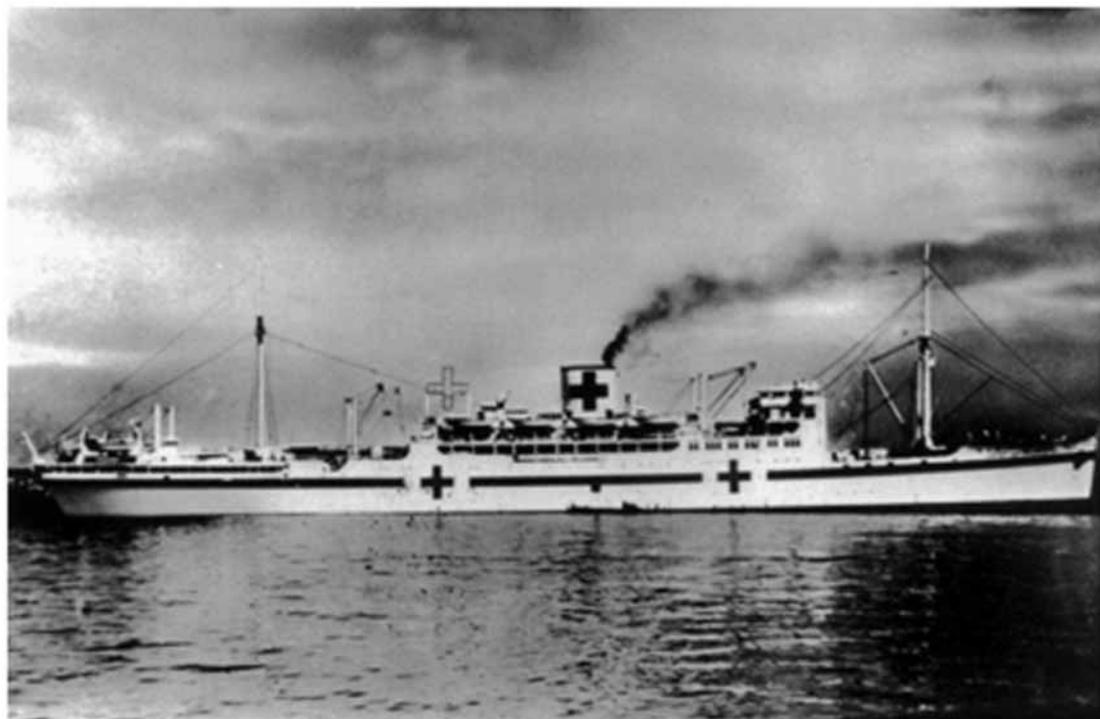


写真 病院船時代の氷川丸 (日本郵船歴史博物館)

3. 病院船を巡る国内議論の経過

日本は前述の通り、第2次世界大戦終了までは病院船を保有していたが、戦後はジュネーブ条約が規定する病院船を保有したことはない。

日本で病院船保有の議論が始まったのは、昭和61（1986）年11月に起きた伊豆大島三原山噴火のときで、戦争ではなく自然災害を念頭に置くという諸外国とは別の観点から始まった⁽⁶⁾。その後、日本医師会が、災害救助活動と国際医療協力を目的とする多目的病院船を提案している⁽⁷⁾。平成2年8月に起きた中東湾岸危機を契機に、平成3（1991）年6月、関係省庁（内閣内政審議室、外務省、厚生省、運輸省、防衛庁、国土庁、海上保安庁）による「多目的船舶調査検討委員会」が設置された。同委員会では、大規模災害時の医療を始めとする救援活動や国際貢献のために活用できる災害時多目的船について、防災関係者、医療関係者、船舶関係家、国際協力担当者などの各分野から幅広く意見を聴取し、船舶の役割やそのモデルなどについて検討を行った⁽⁸⁾。

一方で、災害時多目的船の検討と併行して、日本の国際緊急援助などに政府保有船舶の活用を可能とする法制度の整備も行われた。平成4年6月の国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和62年法律第93号）の改正及び国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成4年法律第79号）の制定により、これまで海上保安庁の船舶などを活用した国際緊急援助活動に限定されていたものが、海上保安庁および自衛隊の船舶などを活用して、国際緊急援助活動に加えて国際平和協力活動を行うことが可能となる⁽⁹⁾。

平成7年の兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）が起きると、国内災害に対応するための災害時多目的船の必要性の議論が高まる。2年後の平成9年に関係有識者および関係省庁担当者からなる「多目的船舶基本構想調査委員会」が設置され、検討が始まった。このような流れを受けて、海上保安庁が平成9年に災害対応型大型巡視船「いず」（3,700トン）を建造する。阪神・淡路大震災の経験から、指揮機能を大幅に強化する通信設備や、緊急手術も可能な2基の手術台やX線装置などの医療設備、さらにヘリポートが配備されている。また、平時には巡視船として運用するが、災害時には現地対策本部としての機能を発揮し、被災者1,500名の搬送が可能で、120名の収容ができる。海上自衛隊も平成10年に医療・入院機能（病床6床）を持つ艦船として輸送艦「おおすみ」（8,900トン）を建造した⁽¹⁰⁾。

平成13年3月に取りまとめられた「多目的船舶基本構想調査委員会」の報告書が、災害時多目的船に求められる機能として、輸送機能、医療機能、現地対策要員の宿泊機能などを挙げ、これらの機能は、海上保安庁の「いず」や海上自衛隊の「おおすみ」など、比較的医療機能が充実した船舶で十分対応可との結論を出したことから、本格的な病院船保有の議論は一旦終息する⁽¹¹⁾。

しかし、平成23年3月11日に起きた東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）を契機に、災害対応としての海からのアプローチの重要性が指摘されるようになった。さらに、今後予想される大震災（首都直下地震や南海トラフ巨大地震など）への備えとして、平成24年1月に防災分野や医療分野の有識者からなる「災害時多目的に関する検討会」が内閣府（防災担当）に設けられる。大規模・広域災害への対応手段の一つとして、災害時多目的船の妥当性についての検討が行われ、同年3月に報告書がとりま

とめられた。同報告書では、大規模・広域災害における災害時多目的船についての基本的課題の整理が行われる。検討会では、要員の確保（医療関係者、船舶運用要員）、建造費と維持費、平時の活用法などが指摘された⁽¹²⁾。

東日本大震災では、岩手、宮城、福島の災害拠点病院の多くが被災し、病院としての機能を失った。そのため、死者も出た。そこで、日本政府は災害拠点病院の指定要件を見直し、通常時の約6割を供給できる自家発電機の設置や災害派遣医療チームの保有などを決めた⁽¹³⁾。しかし、病院船の建造は見送られる。

一方で、平成23年4月に国会議員による「病院船建造推進超党派議員連盟」が発足し、平成24年に政府に対して病院船建造の要請書を提出している。平成26年6月には自民・公明の両党議員による「海洋国日本の災害医療の未来を考える議員連盟」も発足した⁽¹⁴⁾。

令和2（2020）年に入ると、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、病院船建造の議論がふたたび開始される。加藤勝信厚生労働大臣が令和2年2月12日の衆議院予算委員会で「病院船の配備は、加速的に検討していく必要がある」と答弁すると、同月27日には与野党の議員により「超党派・災害時医療等船舶利活用推進議員連盟」が設立された。3月3日には「病院船建造推進超党派議員連盟」が7年ぶりの総会を開き、会の名称を「病院船・災害時多目的支援船建造推進議員連盟」（病院船議連）と改め、陳情活動を行った。両議連は既存船舶を含むか、新たに建造するかで差異はあるものの、病院機能を有する船舶を導入しようという主張は一致し、政府への働きかけを行った⁽¹⁵⁾。これらを受けて、政府は災害時に海上で医療活動を行う病院船の活用について調査検討（令和2年度補正予算で調査費7,000万円を計上）を行い、令和3年3月末までに報告書を作成する予定となっている。

4. 海外の病院船事情

海外の病院船⁽¹⁶⁾は、戦場における傷病者への医療行為を行うことを主目的としているため、海軍が保有・運用しているものが大多数である。スペインは例外で、遠洋漁業の従事者に対する応急手当を目的としている。病院船は前述の通り、ジュネーブ条約で保護される船舶、即ち傷病者及び難船者に援助を与え治療・輸送を唯一の目的し、国が建造又は設備した船舶で、いかなる場合にも攻撃又は捕獲してはならないものとされている。

具体例としては、米国の「マーシー」や「コンフォート」、中国の「920型病院船」、ロシアの「320型病院船」などがある。スペインの「エスペランザ・デ・ラ・マール」や「ファン・デ・ラ・コーサ」は、この意味での病院船ではない。イギリスやフランスの場合も、軍艦に医療機能を付加したもので医療専用船ではなく、ジュネーブ条約の保護対象ではない。

以下、主要国における病院船などの概要を紹介する。

(1) 米 国

米国の「マーシー」および「コンフォート」は、69,360トン、病床1,000床を有する世界最大の病院



写真 米国病院船「マーシー」(米国国防総省)

船である。「マーシー」は西海岸のサン・ディエゴを母港とし、「コンフォート」は東海岸のノーフォークを母港とし、太平洋と大西洋の非常事態に備えている。速度は時速 17.5 ノット。米海軍輸送司令部が所有しており、手術室 12 室、ICU、透析、CT スキャンなどの医療機能を持つ。さらに飛行甲板と簡易型ヘリコプター格納庫を有している。通常は約 70 名の少数のスタッフで運用しているが、有事には各地から民間人を含む約 1,200 名のスタッフが 5 日以内に招集され、出港すると約 90 日の行動が可能となっている。

「マーシー」は 2004 年のスマトラ沖地震被害に対する医療支援活動、2006 年のジャワ島地震被害に対する医療支援活動に、「コンフォート」は 2005 年のハリケーン・カトリナの被害に対する医療支援活動、2010 年のハイチ沖地震被害に対する医療支援活動に参加している。病院船の維持管理費（人件費や船舶などの運航経費は除く）は年間約 8～12 億円である。

(2) 中国

中国では負傷者への初期救命救急治療を行うことを目的として、1990 年代に「南康級病院船」2 隻を就役させた。ジブチ・ケニア・タンザニア・セーシェル・バングラデッシュに対する医療支援活動である「調和の使命 2010」に従事した。南康級病院船は、2,150 トンの小型船舶であり、医療施設は救命救急治療に関するものが中心で、大掛かりな手術を行う能力は有していない。また、ヘリ甲板は有していない。これを補うものとして、本格的な医療機能を有する「大型病院船 (920 型)」が建造された。これは、排水量 2,300 トン、時速 19 ノットあり、医療機能としては病床 300 床、手術室 8 室、ICU、CT スキャンなどを有している。

中国の病院船は、平時は国際貢献活動に積極的に活用されており、アジアやアフリカへの医療サービス提供に従事している。これ以外に中国では、貨物船にコンテナ型医療モジュールを搭載する形で、船

船に医療機能を持たせる運用も行っている。

(3) ロシア

ロシアには海軍の保有する「320型病院船」が3隻ある。11,600トン、時速20ノットで、医療機能としては病床100床、手術室7室を有している。3隻のうちの1隻はロシア太平洋艦隊に配備されている。

(4) スペイン

スペインの「エスペランザ・デ・ラ・マール」および「ファン・デ・ラ・コーサ」は、戦争時や自然災害時の対応を目的としたものではなく、遠洋で操業する漁業従事者の応急手当を目的とし、雇用・社会保険省が保有している。

「エスペランザ・デ・ラ・マール」は、4,983トン、時速18ノット。医療機能としては、病床17床、手術室、ICUなどを有し、大規模な手術はできないが、応急治療は行うことができる。医療スタッフの運用上の特徴として、医師2名、看護師1名、看護助手1名の総合医療チームで対応している。医師は、すべての診療科目を診察する総合医が1ヵ月ごとの交代制で乗り込み、専門医は乗船しない。船舶には遠隔医療設備が備えられており、必要に応じて、専門医の指令を受ける形で対応する。また、薬剤の専門性を有する者がコーディネーターとして乗船しており、医療従事者間のコミュニケーションを支援している。スペインの病院船の年間運営コストは、2隻で500万ユーロ（約5～6億円）となっている。

(5) イギリス

イギリスには海軍の保有する医療機能を持つ軍艦「アーガス」がある。28,480トン、医療機能としては病床100床、手術室4室を有する。平時は、災害救助訓練や軍の飛行訓練などに活用されている。イギリス海軍は有事に民間商船を徴用して病院船として運用している。1982年のフォークランド紛争では、イギリス海軍はジュネーブ条約に基づき、客船「ウガンダ」を病院船に、調査船「ヘクラ」、「ヒドラ」、「ヘラルド」の3隻を患者輸送船に改装して運用している。

(6) フランス

フランスでは海軍が医療機能のほか、兵力移送、補給、指揮などの複合的な機能を有する軍艦を保有している。具体的には、「フードル級揚陸艦」と「ミストラル級強襲揚陸艦」がある。フードル級は、11,900トン、医療機能としては病床47床、手術室2室を有する。ミストラル級は、21,500トン、速度19ノットであり、医療機能としては常設の病床が19床（50床の追加が可能）、手術室2室を有する。

(7) イタリア

日本と同じように南北に長く東西に海岸線を持つイタリアでは、7,665トンの揚陸艦「サン・ジョルジョ」、「サンマリノ」が災害救助用として東岸と西岸に配備されている。その後、3番艦として8,000

トンの「サン・ジュースト」が配備された。これらは災害のないときは巡回診療，訓練や通常の輸送業務を担っている。大災害時には，救急センター，産婦人科，小児科センター，検査室，X線室などを開設することが可能で，災害の種類によって乗艦する医療スタッフが決められている。

ここで紹介した以外にも，ジュネーブ条約の保護対象ではない病院船を運用している国も数多くある。ドイツは医療施設を補給艦に搭載して運用している。ブラジルは河川病院船を運用している。ベトナムは海軍医療隊所属の「カインホア-01 病院の船」と呼ばれる軍医船を所有している。日本の巡視船 2,000 トン級の大きさで 200 名を輸送することができ，島嶼医療任務を担う。船員と医者，看護婦は海上で 45 日間働くことができ，多くの専門的な部屋と現代的な設備を備えている。ハノイ中央病院と衛星テレビを介して遠隔医療も可能である。さらに，減圧チャンバーがあり，潜水病による合併症の患者を 1 度に 8 名～10 名まで同時に治療ができる医療体制を装備している。

5. 日本の病院船の現状

現在，日本が大規模災害に対応できる医療機能を専用とする病院船を保有していないことは前述した通りである。災害対応を目的とする病院船ではないが，離島住民への定期健診を主目的とした巡回診療船「済生丸」（180 トン，全長 33 メートル）がある。医療環境が整っていない瀬戸内海および豊後水道の島々のうち，岡山・広島・香川・愛媛の 4 県に属する 65 の島々の住民の医療を支援する目的で，社会福祉法人恩賜財団済生会が創立 50 周年を迎えた昭和 37（1962）年から「済生丸」の運用を始めた。平成 26（2014）年 1 月 15 日に 4 代目が就航している。「済生丸」はレントゲン室や内科検診用の機器など，病院並みの設備を装備している。岡山・広島・香川・愛媛の各支部が運営する病院の医師・看護師などが交代で乗り込みながら，島民の健康診断，内科の診療，救急医療などを担当する⁽¹⁷⁾。

一方で，海上保安庁は医療機能を備えた巡視船「いず」（3,700 トン）を平成 9 年に建造し，翌年には練習船「むうら」（3,000 トン）を建造している。海上自衛隊の医療機能を持つ艦船としては，平成 10 年に輸送艦「おおすみ」（8,900 トン，病床 6 床）を皮切りに，その後，平成 15 年までに同型艦が 3 隻建造されている。平成 16 年～17 年には，補給艦「ましゅう」型（13,500 トン，病床 46 床）が 2 隻建造された。さらに，平成 21 年～23 年に護衛艦「ひゅうが」型（13,950 トン，病床 6 床）が 2 隻建造され，平成 27 年～29 年には護衛艦「いずも」型（19,500 トン，病床 35 床）が 2 隻建造されている。これら海上保安庁の巡視船や海上自衛隊の艦船は医療機能を備えているとはいえ，米国や中国が保有する専用の病院船とは異なり，白色塗装や赤十字の表示が無い作戦用艦艇であって，ジュネーブ条約で保護される病院船とは見なされず，戦時においては病院船としての保護も適用されない⁽¹⁸⁾。

6. 病院船導入への課題と展望

(1) 医療関係者の確保

医療関係者の確保は簡単にできるものではない。防衛医科大学校（看護学科も含む）の定員を増やす

ことも1つの方法だろう。自衛隊には約900名の医官と約1,000名の看護官がおり⁽¹⁹⁾、普段は各地の自衛隊病院や駐屯地・基地に勤務しており、これらの人材も活用する。自治医科大学の卒業生の活用も検討すべきだろう。さらに、自衛隊の予備自衛官制度のように民間医療関係者の登録制度を作る。予備自衛官制度とは「普段は社会人や学生として、それぞれの職業に従事しながら、一方では自衛官として必要とされる練度を維持するために訓練に参加する。予備自衛官と即応予備自衛官は、防衛招集や災害招集などに応じて自衛官として活動する制度」である。この制度を参考にして、医療関係者は普段は民間病院に勤務し、年間を通じて数日間の病院船での研修や訓練、災害時には出動し病院船に勤務する。その間は民間病院に対して国が休業補償を行い、医療関係者には、予備自衛官制度と同じように国からの手当が支給されるようにする⁽²⁰⁾。

(2) 運用組織

ジュネーブ条約で保護される病院船を保有しているのは、米国、中国、ロシアの3カ国だけであり、すべて海軍が運用している。日本も病院船を保有する場合の最有力候補は海上自衛隊となる。しかし、海上自衛隊は士官、下士官ともに充足率が低下しており、病院船に新たな人材を配置するのは容易ではない。そのため、戦闘艦でない病院船を保有することには海上自衛隊は消極的である。さらに言えば、海上自衛隊の関係者のなかには「海外で原則、戦闘行為をしない自衛隊は、病院船を保有する理由が見当たらない」という意見も多い⁽²¹⁾。しかしながら、災害時に、被災地や災害対策本部などとの調整業務をスムーズに行うためにも、海上自衛隊を中核として病院船を運用する体制を構築する必要がある。人材に関しては自衛官OBの活用も選択肢となる。海から被災地へのアプローチをする場合に、揚陸艇などによる上陸も想定される。病院船に搭載するヘリコプターの操縦要員や整備士については、海上自衛隊だけでなく、航空自衛隊や陸上自衛隊からも人材を確保すべきだろう。また、平時から災害が起きたことを想定した訓練を自治体などと共同で行うことも必要となってくる。

内閣府（防災担当）が検討し想定している病院船には「総合型病院船、急性期病院船、慢性期病院船」⁽²²⁾の3つのタイプがある。総合型病院船や急性期病院船は、災害が起きてから被災地に到着するまでに24時間（1日）以内であることが求められる。総合型病院船や急性期病院船の速度は、25ノット（時速約46キロ）と設定していることから、最高速度で24時間走行した場合の走行距離は約1,100キロとなる。この距離は、横浜から北海道、または九州の距離とほぼ同じである。このため、病院船を2隻保有し、米国やイタリアのように、日本列島の北と南または日本海側と太平洋側とに母港（例えば、函館と下関）を設ければ、概ね、母港を出港して1日程度で被災地に駆けつけることが可能となる。慢性期病院船についても同様である。

総トン数5トン以上の船舶は、船舶検査を毎年受けることが船舶安全法（昭和8年法律第11号）で規定され、毎年2週間以上のドックでの点検・整備が義務づけられている。ドック入りしている期間に災害が起きる場合もあり、2隻が動ける体制を維持するため、最低でも3隻が必要となる。

(3) 建造費と維持費

建造費と維持費については、内閣府（防災担当）が、病院船の規模（総トン数・全長、最大搭乗人員

数など)、ヘリデッキの有無、必要とされるエンジン能力、類似船舶の市況など、費用に大きく影響する要素を総合的に勘案し、新造船による建造費を概数として試算している。

その結果、医療資機材やヘリコプター、揚陸艇などの装備を含めた建造費を総額は、総合型病院船で300億～350億円、急性期病院船で140億円、慢性期病院船で160億円と試算している。実際に運用する場合は、3隻の病院船は必要であることから、建造費はどのタイプでも3倍の建造費がかかる。年間の維持費用も総合型病院船1隻で約25億円、急性期病院船で約10億円、慢性期病院船で約9億円と試算している。一方で、米国はタンカーを改装し、イギリスは客船を病院船に改装して使用している。そのため、日本も建造費を抑えるために民間の中古船を購入し、改装して病院船として使用するべきだとする意見もある。しかし、中古船には「一般的な市場価格」というものが存在せず、個別交渉となることが一般的であり、海運市場の景気動向によっては、中古船の価格は高騰する場合もある。中古船によっては購入費と改装費の合計のほうが、新造するよりも高くなる場合もあり、判断が難しい⁽²³⁾。

また、日本国内で起こる大規模災害に対応するものとして、必ずしも船そのものに医療機能を備え付けるのではなく、運搬可能なコンテナ型の医療施設「医療モジュール」をチャーターした民間船舶や海上自衛隊の艦船に搭載する方法もある⁽²⁴⁾。

(4) 平時の活用方法

病院船の建造には最低でも1隻100億以上の費用が必要となる。一方で病院船が出動するような災害が頻繁に起きるわけでもないなかで、多額の費用を投じて病院船を建造したとしても、平時には無用の長物となり兼ねない。そこで、病院船の平時の活用方法については、離島などへの巡回医療、災害医療訓練船、国際青年交流船、国際緊急援助活動などが検討されている。このなかで、日本において病院船がもっとも活躍する可能性があるのは災害が起きたときであり、平時は災害医療訓練船として運用するべきだろう。普段から大規模災害や大量の傷病者が発生した事故などの災害医療が必要となる現場において、適切・迅速に対応できるように専門的な研修・訓練を普段から行っておく必要がある。同時に離島（日本には310個の有人離島がある）などへの巡回医療なども行いながら⁽²⁵⁾、大規模災害に備える。

病院船導入に積極的な有識者のなかには、国際貢献船として、中国が行っている医療後進国への支援などを平時に行うべきだとする意見もあるが、日本国内で災害が起きたときに迅速に対応できなければ意味がないので、国内のみの運用に特化するべきである。

7. 病院船による海からのアプローチ

首都直下地震や南海トラフ巨大地震、富士山の噴火、その他の大規模災害が起きた場合を想定すれば、病院船による海からのアプローチは欠かすことができない。

病院船は既存の医療施設として特定の港湾に停泊しているものではなく、災害に応じて被災地に派遣されるものであり、陸上の医療施設を補完することが期待されている。病院船はみずから宿泊施設、食料などの保管施設および発電などのライフライン供給施設を持ち、自己完結性を有しており、被災地の状況などに関係なく水や電気を供給し、比較的長期間連続した活動が可能である。

海からのアプローチに期待される項目としては「①被災地内の道路交通網が寸断された場合においても、被災地まで海からアプローチし、被災地に一度に大量の人や物資を輸送できる。②行方不明者などの海上及び海中からの捜索・救助活動。③海からの捜索・救助活動の結果、負傷者などを救助した場合に、船上において応急的な医療処置などを講ずることができる。④移動可能な大空間を活用し、被災地周辺で被災者支援のための様々な活動に利用する（被災者に対する給食・給水支援、入浴支援。被災地支援要員の宿泊支援などを含む）。⑤被災地の港湾まで船舶を安全航行させるための航路啓開。航路障害物の調査・除去、水路測量、漂流物回収、漂流船舶の生存者確認および曳航救助など。⑦被災地近傍に移動できる空間を活用し、船舶内に現地対策本部などの災害対応の指揮機能の設置。」などが挙げられる⁽²⁶⁾。

海からのアプローチに期待される項目のなかで、特に医療分野については、阪神・淡路大震災や東日本大震災で実績がないことから、病院船の必要性を否定する意見もあるが、それは今までも大規模災害を想定した訓練が国や自治体でも行われてきたが、海からのアプローチをあまり重要視してこなかったことにも原因がある。余り活用実績がないという理由で、これから起きる大規模災害でも病院船が必要ないということにはならない。米国の病院船の被災地での医療支援活動なども参考にしながら、日本も海からのアプローチに病院船を活用すべきである⁽²⁷⁾。

8. 感染症への対応

日本では、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、令和2年度補正予算で病院船の活用についての調査費として7,000万円が計上されているが、新型コロナウイルスの世界的流行（パンデミック）により、米国は病院船「コンフォート」を東海岸のニューヨークに、「マシュー」を西海岸のロサンゼルスに派遣した。2つの病院船ともにNBC兵器からの防護も想定しているため、艦内には除染ステーションが7ヵ所設けられ、感染症対応能力を備えている。しかし、今回は新型コロナウイルスの患者対応が集中する陸上の病院に代わり、それ以外の患者を病院船で対応するというオペレーションを行った。一般的に船舶は清浄エリアと汚染エリアを分けるゾーニングが難しいため、感染症そのものを主眼とした病院船を建造しない限り、病院船でも感染症への対応は簡単な話ではない⁽²⁸⁾。

9. まとめ

消防車や救急車などの緊急車両を必要ないと考えている日本人はいない。火事やガス漏れ、けが人・病人がいる場合には、なくてはならないものである。これらの車両は、出動要請がなければ平時は使用されることがない。冬山での遭難や海難事故のときに使用される捜索ヘリコプターや救難機も、出動要請がなければ平時は使用される頻度は低い。車両や機体の値段に文句をいう日本人もいない。

病院船も人の生命に関わる活動をする船舶あり、日本にはなくてはならないはずである。ところが、病院船の場合、総合型病院船1隻で建造費が300億～350億円、急性期病院船1隻で140億円、慢性期病院船で160億円、維持費用がそれぞれ年間約25億円、約10億円、約9億円と内閣府（防災担当）が

試算しているが、この金額は高いのか。確かに病院船を実際に運用する場合には、最低でも3隻は必要となり、建造費用は3倍となり、維持費用も3倍となる。参考までに、新型コロナウイルス感染防止の一環で日本政府が全戸配布したマスク（通称：アベノマスク）の経費は約260円である。

コスト意識も大切だが、それでは大規模災害や緊急事態に対応することができない。今もっとも心配されてる首都直下地震や南海トラフ巨大地震、富士山の噴火以外でも大規模災害（風水害など）が起こることを想定した場合、海からのアプローチは絶対に必要となるはずである。そのときに活躍するのが病院船なのである。ただし、病院船を建造しただけでは、単なる箱物の1つにしかすぎない。病院船を無駄な箱物にするか、活躍する箱物にするかは要員（医師や看護師、薬剤師、技師などの医療関係者）の確保にかかっている。この問題は、前述したような取り組みや制度を導入することに加えて、政治主導で要員確保を行うべきである。さらに、病院船を動かすための要員や、ヘリコプター、揚陸艇の操縦士、整備士なども必要となる。これらすべてのオペレーションができる組織は日本国内には海上自衛隊しかない。しかし、海上自衛隊は慢性的に人員不足の状態が続いていることから、病院船の保有には消極的である。海上自衛隊の人員不足の問題は、日本の安全保障にも直結する問題であり、現在の自衛隊の募集方法も含めて早急に改善するべきである。

最後に、本稿が刷り上がる頃に、日本政府から「病院船の活用についての調査報告書」が発表される。今回も建造を見送るといふ調査報告が出るのか、その逆で、建造に向けてさらなる検討を進めるといふ調査報告が出るのか。災害大国である日本には間違いなく病院船は必要であり、大規模災害が起きたときに国民の生命を守るための道具として、病院船は欠かすことのできないものである。

〈注〉

- (1) 内閣府ウェブサイト「災害時多目的船（病院船）」
<http://www.bousai.go.jp/jishin/sonota/tamokutekisen.html>（令和2年5月10日アクセス）
- (2) 砂田尚孝「病院船が日本を救う」『青淵』、洪沢栄一記念財団、第855号、令和2年6月、p.24.
- (3) 篠原一彦「病院船の概要と課題」『日本コンピュータ外科学会誌』、日本コンピュータ外科学会、第15巻第4号、平成26年、p.323.
- (4) 小野圭司「病院船から多目的艦艇へ 歴史的考察と今後の展望」『軍事史学』、軍事史学会、第4巻第3号（通巻195号）、平成25年、pp.26-27.
- (5) しょうけい館（戦傷病者資料館）パンフレット、pp.1-2.
- (6) 篠原一彦「病院船の概要と課題」『日本コンピュータ外科学会誌』、日本コンピュータ外科学会、第15巻第4号、平成26年、p.324.
- (7) 山本保博「再び、日本の大型病院船構想を考える」『近代消防』、日本近代消防社、第48巻第9号、平成22年、p.28.
- (8) 内閣府（防災担当）『災害時多目的船（病院船）に関する調査・検討』報告書、平成25年3月、p.2.
- (9) 同上、pp.2-3.
- (10) 三戸恵一郎、内田剛史、渡辺千之、「わが国の病院船とその構想」『東亜大学紀要』、第15号、平成24年、p.3.
- (11) 内閣府（防災担当）『災害時多目的船（病院船）に関する調査・検討』報告書、平成25年3月、pp.2-3.
- (12) 同上、p.4.
- (13) 白濱龍興『災害を知り、備え、連携して減災を考える』（第4版）、内外出版、平成30年、pp.20-23.
- (14) 竹内修「1000床を持つ世界最大の病院船 マーシー、日本に初寄港」『Jレスキュー』、イカロス出版、通

- 卷 95 号, 平成 30 年, p. 69.
- (15) 夕刊フジ (令和 2 年 4 月 5 日)
石動竜仁「コロナ禍で注目集める病院船, ここまでわかった『不都合な真実』」文春オンライン
<https://bunshun.jp/articles/-/37834> (令和 2 年 6 月 3 日アクセス)
- (16) 海外の病院船については, 以下の資料を参考にした。
内閣府 (防災担当)『災害時多目的船 (病院船) に関する調査・検討』報告書, 平成 25 年 3 月, pp. 13-16.
内田和秀, 日野博文, 永納和子, 田尻治, 坂本三樹, 館田武士, 「本邦と海外における病院船」『聖マリア
ーナ医科大学雑誌』, 第 40 号, 平成 24 年, pp. 3-4.
石原明徳「米海軍病院船マーシーと世界の病院船事情」海上自衛隊幹部学校ウェブサイト
<https://www.mod.go.jp/msdf/navcol/SSG/topics-column/062.html> (令和 2 年 6 月 4 日アクセス)
砂田尚壱「病院船が日本を救う」『青淵』, 渋沢栄一記念財団, 第 855 号, 令和 2 年 6 月, p. 23.
- (17) 瀬戸内海巡回診療船済生丸ウェブサイト
https://www.okayamasaiseikai.or.jp/saiseimaru_cal/summary/ (令和元年 10 月 8 日アクセス)
小島俊希, 島崎翔, 大内宏友, 「救急医療システムにおける病院船の地域間連携による圏域の可視化につ
いて」『日本建築学会技術報告書』, 日本建築学会, 第 23 巻第 54 号, 平成 29 年, pp. 725-727.
- (18) 米田堅持「わが国『病院船』実現の可能性を問う」『世界の艦船』, 海人社, 通巻 929 号, 令和 2 年, pp.
159-160.
- (19) 防衛省ウェブサイト <https://www.mod.go.jp/> (令和 2 年 7 月 10 日アクセス)
- (20) 三戸恵一郎, 内田剛史, 渡辺千之, 「わが国の病院船とその構想」『東亜大学紀要』, 第 15 号, 平成 24 年,
p. 11.
- (21) 産経新聞 (令和 2 年 2 月 16 日)
- (22) 内閣府 (防災担当)『災害時多目的船 (病院船) に関する調査・検討』報告書, 平成 25 年, pp. 21-39.
- (23) 同上, pp. 39-42.
- (24) 白濱龍興『災害を知り, 備え, 連携して減災を考える』(第 4 版), 内外出版, 平成 30 年, pp. 123-125.
- (25) 遠山清彦「大規模災害に欠かせない『病院船』の導入を急げ」『第三文明』, 第三文明社, 通巻 621 号, 平
成 23 年, pp. 42-44.
- (26) 内閣府 (防災担当)『災害時多目的船 (病院船) に関する調査・検討』報告書, 平成 25 年 3 月, pp. 10-11.
- (27) 同上, pp. 11-13.
- (28) 米田堅持「わが国『病院船』実現の可能性を問う」『世界の艦船』, 海人社, 通巻 929 号, 令和 2 年, p.
161.

参考文献

- 浅野茂隆「災害時・災害時両面で医療対策が可能な民間病院船の必要性」『海と安全』, 日本海難防止協会, 第 48
巻第 560 号, 平成 26 年, pp. 14-18.
- 池田良穂「客船を病院船として活用」『月刊共有船』, 船舶整備共有船主協会, 第 556 号, 令和 2 年, pp. 44-46.
- 一尾幸輝, 清住哲郎, 「自衛隊における病院船保有の必要性」『防衛衛生』, 日本防衛衛生学会, 第 67 巻 5・6 合併
号, 令和 2 年, pp. 37-44.
- 石動竜仁「米軍の病院船『マーシー』来航 災害時に「海からのアプローチ」は必要か?」, 文春オンライン
<https://bunshun.jp/articles/-/7884> (令和 2 年 5 月 10 日アクセス)
- 伊藤玄二郎『増補版 氷川丸ものがたり』, かまくら春秋社, 平成 28 年
- 江畑謙介「変わる病院船の概念」『世界週報』, 時事通信社, 第 85 巻第 3 号 (通巻 4131 号), 平成 16 年, pp.
38-39.
- 小野圭司「病院船から多目的艦艇へ 歴史的考察と今後の展望」『軍事史学』, 軍事史学会, 第 4 巻第 3 号 (通巻
195 号), 平成 25 年, pp. 23-41.
- 笠松正憲「病院船の活動」『日本薬剤師会雑誌』, 日本薬剤師会, 第 64 巻第 4 号, 平成 24 年, p. 31.
- 加藤聡一郎, 山口芳裕, 「新たな災害医療の展開と病院船」『日本診療』, 日本臨床社, 第 74 巻第 2 号 (通巻 1092
号), 平成 28 年, p. 3.

- 草間秀三郎『ああ、博愛丸』, 日本図書刊行会, 平成 25 年
- 黒沢文貴・河合利修編『日本赤十字社と人道援助』, 東京大学出版会, 平成 21 年
- 小島俊希, 島崎翔, 大内宏友, 「救急医療システムにおける病院船の地域間連携による圏域の可視化について」
『日本建築学会技術報告書』, 日本建築学会, 第 23 巻第 54 号, 平成 29 年, pp.725-730.
- 桜林美佐「自衛隊・クルーズ船&病院船問題追う」『THEMIS』, テーミス, 第 29 巻第 4 号 (通巻 330 号), 令和 2 年, pp.78-79.
- 篠原一彦「病院船の概要と課題」『日本コンピュータ外科学会誌』, 日本コンピュータ外科学会, 第 15 巻第 4 号, 平成 26 年, pp.323-327.
- 白濱龍興『災害を知り, 備え, 連携して減災を考える』(第 4 版), 内外出版, 平成 30 年
- 砂田向壺編『「病院船」が日本を救う 海洋国・災害多発国日本に今必要なもの』, へるす出版新書, 平成 27 年, pp.116-210.
- スパーロック・ケネス・R「病院船 日本の必需品」『防衛研究所紀要』, 第 11 巻第 2 号, 平成 21 年, pp.75-103.
- 田岡俊次「海上自衛隊の病院船保有は実現するか」『週刊金曜日』, 第 1270 号, 令和 2 年, p.31
- 竹内修「1000 床を持つ世界最大の病院船 マーシー, 日本に初寄港」『J レスキュー』, イカロス出版, 通巻 95 号, 平成 30 年, pp.64-69.
- 武田康裕編著『論究 日本の危機管理体制』, 芙蓉書房出版, 令和 20 年
- 遠山清彦「大規模災害に欠かせない『病院船』の導入を急げ」『第三文明』, 第三文明社, 通巻 621 号, 平成 23 年, pp.42-44.
- 内閣府 (防災担当)『災害時多目的船 (病院船) に関する調査・検討報告書』, 平成 25 年 3 月
- 内閣府 (防災担当)『災害時多目的船に関する検討会報告書』, 平成 24 年 3 月
- 内藤博文『日本の空母 100 年』, 河出書房新社, 令和元年
- 半田滋「新型コロナ対策とは的外れの議論」『週刊金曜日』, 金曜社, 第 1273 号, 令和 2 年, pp.18-19.
- 真野俊樹「米国医療の最新動向: 病院船と地域医療」『週刊社会保障』, 法研, 第 67 巻第 2715 号, 平成 25 年, pp.44-49.
- 三神國隆『海軍病院船はなぜ沈められたか』, 光人社 NF 文庫, 平成 17 年
- 三戸恵一郎, 内田剛史, 渡辺千之, 「わが国の病院船とその構想」『東亜大学紀要』, 第 15 号, 平成 24 年, pp.1-12.
- 矢嶋定則『「病院船」をめぐる 20 年の議論』『立法と調査』, 参議院, 第 331 号, 平成 24 年, p.2.
- 藪野倫明「国際法誌上講座 病院船等の保護について」『波涛』, 水交会, 第 40 巻第 4 号 (通巻 231 号), 平成 27 年, pp.40-50.
- 山本保博「再び, 日本の大型病院船構想を考える」『近代消防』, 日本近代消防社, 第 48 巻第 9 号, 平成 22 年, pp.28-29.
- 郵船 OB 氷川丸研究会編『氷川丸とその時代』, 海文堂, 平成 20 年
- 米田堅持「わが国『病院船』実現の可能性を問う」『世界の艦船』, 海人社, 通巻 929 号, 令和 2 年, pp.157-163.
- 日本経済新聞 (令和 2 年 4 月 6 日)

中華人民共和國民法典権利侵害責任編の試訳

— 2009年制定の中華人民共和國権利侵害責任法からの 改正点・対照資料として

長 友 昭

キーワード：①中国，②民法典，③不法行為，④侵權責任，⑤権利侵害責任法

I はじめに

本稿は、中国における不法行為法（権利侵害責任法）の規律する分野について、2009年制定の中華人民共和國権利侵害責任法（以下「権利侵害責任法」とも称する）から2020年に採択されて2021年1月より施行されている中華人民共和國民法典（以下「民法典」とも称する）の権利侵害責任編において、どのような変化があったのかを明らかにする。

新華社によれば、2020年5月28日15時08分に、十三期全国人民代表大会三次会議において、「中華人民共和國民法典」が採択された。これをもって、中国「民法典時代」の正式な到来が宣言された、と報じられている⁽¹⁾。本稿が扱う分野については、日本法ないし日本民法においては、法律上であれ講学上であれ、通常「不法行為」の領域と解される場所、権利侵害責任法においては「権利侵害責任」という用語を用いて責任負担方式という視点から構成していたことから分かるように⁽²⁾、中国民法学の各分野の中でも、中国法の特徴が色濃く表れている分野の1つとされていた。この点、民法典の制定にあたり、権利侵害責任法の第2章・第3章には大規模な改正がなされており、理論的にも実務的にも注目に値する。本稿では、権利侵害責任法と中国民法典の権利侵害責任編を対照して訳出し、その改正点を明らかにすることによって、中国民法典の制定に権利侵害責任の分野どのような変化があったのかを検討するための基礎資料としたい。

Ⅱ 中華人民共和國民法典（権利侵害責任編）（2020年制定，2021年1月1日施行）および中華人民共和國権利侵害責任法（2009年制定，2010年施行，2021年1月1日廃止）の試訳

凡例

- ・ 翻訳においては、原文と訳文における条文上の前段・後段等の構造上の対応関係の維持を重視して、「；」は「。」で区切らず、「，」で訳出した。
- ・ 民法典における権利侵害責任法からの変更点等を明らかにするため、①新しい規範や文言が増加した部分については民法典にゴシック体で示した。②削除された部分については権利侵害責任法に取り消し線で示した。③法改正等ともなう表現の変更については民法典・権利侵害責任法の対応部分にイタリック体で示した。④権利侵害責任法以外の他の法律、法規、司法解釈等を取り込んだ部分については下線および当該参照条文を【 】内に提示して示した⁽³⁾。なお、これら①から④の区分については相対的なものであるが、主に杜月秋＝孫政編『民法典条文対照與重点解説』法律出版社、2020年を参照した。
- ・ 民法典の権利侵害責任法において、条文の順序に変更があった部分は、権利侵害責任法の該当部分を網掛けとして、権利侵害責任法の順序通り提示しつつ、民法典の対応箇所を示して当該条文を重複して提示した。
- ・ 条文番号の連続性の視点から、権利侵害責任編の後に、民法典の附則も訳出した。
- ・ 翻訳中の[]内の語は原文、（ ）内の語は訳者注を示すものである。

中華人民共和國民法典 第7編 権利侵害責任	中華人民共和國権利侵害責任法 [中華人民共和國侵權責任法]
(2020年5月28日第13期全国人民代表大会第3次會議にて採択)	(2009年12月26日第11回全国人民代表大会常務委員會第12次會議にて採択)
目次 第1章 一般規定 第2章 損害賠償 第3章 責任主体の特殊規定 第4章 製造物[產品]責任 第5章 自動車交通事故責任 第6章 医療損害責任 第7章 環境汚染と生態汚染責任 第8章 高度危険責任 第9章 動物飼育損害責任 第10章 建築物と物の損害責任	目次 第1章 一般規定 第2章 責任構成と責任方式 第3章 責任を負わない、または責任が減輕される状況 第4章 責任主体に 関する 特殊規定 第5章 製造物[產品]責任 第6章 自動車交通事故責任 第7章 医療損害責任 第8章 環境汚染責任 第9章 高度危険責任 第10章 動物飼育損害責任 第11章 物の損害責任 第12章 附則

<p>第1章 一般規定</p> <p>→削除</p> <p>第1164条 本編は民事の権利利益の侵害によって生じる民事関係を規律する。</p> <p>→削除</p> <p>→削除</p> <p>→第187条 民事主体が同一の行為によって民事責任、行政責任または刑事責任を負わなければならない場合であっても、行政責任または刑事責任を負うことが民事責任を負うことに影響しないが、民事主体の財産が支払いに足りないときは、民事責任を負うことに優先的に用いられる。</p> <p>→削除</p> <p>→削除</p> <p>第1165条 行為者が過失によって他人の民事の権利利益を侵害し損害を与えた場合、権利侵害責任を負わなければならない。</p> <p>②法律の規定に照らして行為者に過失があったと推定されながら、自己に過失がないことを証明できない場合は、権利侵害責任を負わなければならない。</p> <p>第1166条 行為者が他人の民事の権利利益に損害を与えた際に、行為者の過失の有無を問わず、法律において権利侵害責任を負わなければならないと規定されている場合は、その規定に従う。</p> <p>第1167条 権利侵害行為が他人の人身、財産の安全に危害を及ぼした場合、被権利侵害者は侵害者に対し</p>	<p>第1章 一般規定</p> <p>第1条 民事主体の合法的な権利利益を保護し、権利侵害責任を明確にし、権利侵害行為を予防・制裁し、社会の調和のとれた安定を促進するために、本法を制定する。</p> <p>第2条 民事の権利利益を侵害した場合、本法によって権利侵害責任を負わなければならない。</p> <p>②本法でいう民事の権利利益とは、生命権、健康権、氏名権、名誉権、荣誉権、肖像権、プライバシー権、婚姻自主権、監護権、所有権、用益物権、担保物権、著作権、特許権[専利権]、商標専用権、発見権[発現権]、株主権、相続権等の人身、財産の権利利益を含むものである。</p> <p>第3条 被権利侵害者は、権利侵害者が権利侵害責任を負うよう請求する権利を有する。</p> <p>第4条 権利侵害者が同一の行為によって行政責任または刑事責任を負わなければならない場合であっても、法により権利侵害責任を負うことには影響しない。</p> <p>②同一の行為によって権利侵害責任と行政責任、刑事責任を負わなければならないにもかかわらず、権利侵害者の財産が支払いに足りない場合は、権利侵害責任を先に負うものとする。</p> <p>第5条 他の法律で権利侵害責任について別段の特別の規定がある場合は、その規定による。</p> <p>第2章 責任構成と責任方式</p> <p>第6条 行為者が過失によって他人の民事の権利利益を侵害した場合、権利侵害責任を負わなければならない。</p> <p>②法律の規定に基づいて行為者に過失があったと推定されながら、行為者が自己に過失がないことを証明できない場合は、権利侵害責任を負わなければならない。</p> <p>第7条 行為者が他人の民事の権利利益を損害した際に、行為者の過失の有無を問わず、法律において権利侵害責任を負わなければならないと規定されている場合は、その規定に従う。</p> <p>第21条 権利侵害行為が他人の人身、財産の安全に危害を及ぼした場合、被権利侵害者は侵害者に対して</p>
---	--

<p>て侵害の停止、妨害の排除、危険の除去等の権利侵害責任を負うことを請求することができる。</p> <p>第1168条 2人以上が権利侵害行為を共同で行って、他人に損害が生じた場合は、連帯責任を負わなければならない。</p> <p>第1169条 他人が権利侵害行為を行うよう教唆、幫助した場合は、行為者と連帯責任を負わなければならない。</p> <p>②民事行為無能力者、制限民事行為能力者が権利侵害行為を行うよう教唆、幫助した場合は、権利侵害責任を負わなければならないが、当該民事行為無能力者、制限民事行為能力者の監護人が監護責任を尽くしていなかったときは、相応の責任を負わなければならない。</p> <p>第1170条 2人以上が他人の人身、財産の安全に危害を及ぼす行為を行い、そのうちの1人または数人の行為で他人に損害が生じ、具体的な権利侵害者を確定できる場合は、権利侵害者が責任を負うが、具体的な権利侵害者を確定できないときは、行為者は連帯責任を負うものとする。</p> <p>第1171条 2人以上がそれぞれ別に権利侵害行為を行って同一の損害が生じ、各人の権利侵害行為がいずれも全部の損害を生じさせるに足る場合、行為者は連帯責任を負うものとする。</p> <p>第1172条 2人以上がそれぞれ別に権利侵害行為を行って同一の損害が生じ、責任の割合を確定できる場合は、各自が相応の責任を負うが、責任の割合を確定することが難しいときは、賠償責任を平均して負担する[平均承担]。</p> <p>第1173条 被権利侵害者にも同一の損害発生または拡大について過失があった場合、権利侵害者の責任を減輕することができる。</p> <p>第1174条 損害が被害者の故意によって生じた場合、行為者は責任を負わない。</p> <p>第1175条 損害が第三者によって生じた場合、第三者は権利侵害責任を負わなければならない。</p> <p>第1176条 一定のリスクのある文化体育活動に自ら望んで参加[自願参加]して、他の参加者の行為により損害を受けた場合、被害者はその参加者が権利侵害責任を負うよう請求してはならないが、ただし、その参</p>	<p>侵害の停止、妨害の排除、危険の除去等の権利侵害責任を負うことを請求することができる。</p> <p>第8条 2人以上が権利侵害行為を共同で行って、他人に損害が生じた場合は、連帯責任を負わなければならない。</p> <p>第9条 他人が権利侵害行為を行うよう教唆、幫助した場合は、行為者と連帯責任を負わなければならない。</p> <p>②民事行為無能力者、制限民事行為能力者が権利侵害行為を行うよう教唆、幫助した場合は、権利侵害責任を負わなければならないが、当該民事行為無能力者、制限民事行為能力者の監護人が監護責任を尽くしていなかったときは、相応の責任を負わなければならない。</p> <p>第10条 2人以上が他人の人身、財産の安全に危害を及ぼす行為を行い、そのうちの1人または数人の行為で他人に損害が生じ、具体的な権利侵害者を確定できる場合は、権利侵害者が責任を負うが、具体的な権利侵害者を確定できないときは、行為者は連帯責任を負うものとする。</p> <p>第11条 2人以上がそれぞれ別に権利侵害行為を行って同一の損害が生じ、各人の権利侵害行為がいずれも全部の損害を生じさせるに足る場合、行為者は連帯責任を負うものとする。</p> <p>第12条 2人以上がそれぞれ別に権利侵害行為を行って同一の損害が生じ、責任の割合を確定できる場合は、各自が相応の責任を負うが、責任の割合を確定することが難しいときは、賠償責任を平均して負担する[平均承担]。</p> <p>第26条 被権利侵害者にも損害発生について過失があった場合、権利侵害者の責任を減輕することができる。</p> <p>第27条 損害が被害者の故意によって生じた場合、行為者は責任を負わない。</p> <p>第28条 損害が第三者によって生じた場合、第三者は権利侵害責任を負わなければならない。</p> <p>←新設</p>
--	---

<p>加者が損害の発生について故意または重大な過失があるときはこの限りでない。</p>	
<p>第 1177 条 合法的な権利利益が侵害を受けたが、状況が緊迫してなおかつすみやかに国家機関の保護を受けることができず、合法的な権利利益が損害を受けなくするような措置を直ちに採ることができない場合、被害者は自己の合法的な権利利益を保護するのに必要な範囲で権利侵害者の財産等差押える等の合理的な措置を採ることができるが、ただし、関連する国家機関に直ちに処理を請求しなければならない。</p>	<p>←新設</p>
<p>②被害者が採った措置が不当に他人に損害を与えた場合は、権利侵害責任を負わなければならない。</p>	
<p>第 1178 条 本法およびその他の法律で責任を負わない、または責任を減輕する事由について別段の規定がある場合は、その規定に従う。</p>	<p>←新設</p>
<p>→削除</p>	<p>第 13 条—連帯責任を負うことが法律で規定されている場合、被権利侵害者は一部または全部の連帯責任者が責任を負うよう請求する権利を有する。</p>
<p>→削除</p>	<p>第 14 条—連帯責任者は各自の責任の割合に基づいて相応の賠償額を確定するが、責任の割合を確定することが難しい場合は、賠償責任を平均して負担する[平均承担]。</p>
<p>→削除</p>	<p>②自己の賠償額を超えて支払った連帯責任者は、他の連帯責任者に求償する権利を有する。</p>
	<p>第 15 条—権利侵害責任を負う方式には主に以下のものがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> (一) 侵害の停止 (二) 妨害の排除 (三) 危険の除去 (四) 財産の返還 (五) 原状の回復 (六) 損失の賠償 (七) 謝罪 (八) 影響の除去、名誉の回復 <p>②以上の権利侵害責任を負う方式は、単独で適用することもできるし、併せて適用することもできる。</p>
<p>第 2 章 損害賠償</p>	<p>←新設</p>
<p>第 1179 条 他人を侵害し人身の損害をもたらした場合</p>	<p>第 16 条 他人を侵害し人身の損害をもたらした場合、</p>

<p>合、医療費、看護費、交通費、栄養[營養]費、入院給食補助費等の治療及び回復のための支出する合理的な費用及び損害によって逸失した収入を賠償しなければならず、被侵害者が死亡した場合、葬儀費用及び死亡賠償金を支払わなければならない。</p> <p>第1180条 同一の権利侵害行為によって複数人が死亡した場合、同額をもって死亡賠償金を確定することができる。</p> <p>第1181条 被権利侵害者が死亡した場合、その近親者は、権利侵害者が権利侵害責任を負うよう請求する権利を有する。被権利侵害者が組織であり、当該組織が分割、合併されたときは、権利を承継する組織は、侵害者が権利侵害責任を負うよう請求する権利を有する。</p> <p>②被権利侵害者が死亡した場合、被権利侵害者の医療費、葬儀費用等の合理的な費用を支払った者は、権利侵害者が費用を賠償するよう請求する権利を有するが、ただし、権利侵害者がすでに当該費用を支払っているときはこの限りではない。</p> <p>第1184条←</p> <p>第1182条 他人の人身の権利利益を侵害して財産的損失が生じた場合、被権利侵害者がこれによって受けた損失または権利侵害者がこれによって得た利益に照らして賠償するが、被権利侵害者がこれによって受けた損失および権利侵害者がこれによって得た利益を確定することが難しく、被権利侵害者と権利侵害者が賠償額について合意せず、人民法院に訴えを提起したときは、人民法院が実際の状況に基づいて賠償額を確定する。</p> <p>第1167条←</p> <p>第1183条 自然人の人身の権利利益を侵害し、他人に重大な精神的損害が生じた場合、被権利侵害者は精神的損害賠償を請求することができる。</p> <p>②故意または重大な過失により自然人の人身的意義を有する特定物を侵害して重大な精神的損害を与えた場</p>	<p>医療費、看護費、交通費等の治療及び回復のための支出する合理的な費用及び損害によって逸失した収入を賠償しなければならない。被侵害者が死亡した場合、葬儀費用及び死亡賠償金を支払わなければならない。</p> <p>第17条 同一の権利侵害行為によって複数人が死亡した場合、同額をもって死亡賠償金を確定することができる。</p> <p>第18条 被権利侵害者が死亡した場合、その近親者は、権利侵害者が権利侵害責任を負うよう請求する権利を有する。被権利侵害者が単位であり、当該単位が分割、合併されたときは、権利を承継する単位は、侵害者が権利侵害責任を負うよう請求する権利を有する。</p> <p>②被権利侵害者が死亡した場合、被権利侵害者の医療費、葬儀費用等の合理的な費用を支払った者は、権利侵害者が費用を賠償するよう請求する権利を有するが、ただし、権利侵害者がすでに当該費用を支払っているときはこの限りではない。</p> <p>第19条 他人の財産を侵害した場合、財産損失は損失発生時の市場価格またはその他の方式に照らして計算する。</p> <p>第20条 他人の人身の権利利益を侵害して財産的損失が生じた場合、被権利侵害者がこれによって受けた損失に照らして賠償するが、被権利侵害者の損失を確定することが難しく、権利侵害者がこれによって利益を得ているときは、その得た利益に照らして賠償するものとし、権利侵害者がこれによって得た利益を確定することが難しく、被権利侵害者と権利侵害者が賠償額について合意せず、人民法院に訴えを提起したときは、人民法院が実際の状況に基づいて賠償額を確定する。</p> <p>第21条 権利侵害行為が他人の人身、財産の安全に危害を及ぼした場合、被権利侵害者は侵害者が侵害の停止、妨害の排除、危険の除去等の権利侵害責任を負うよう請求することができる。</p> <p>第22条 他人の人身の権利利益を侵害し、他人に重大な精神的損害が生じた場合、被権利侵害者は精神的損害賠償を請求することができる。</p> <p>←【精神損害解釈第4条参照】</p>
---	---

<p>合、被権利侵害者は精神的損害賠償を請求する権利を有する。</p> <p>第 1184 条 他人の財産を侵害した場合、財産損失は損失発生時の市場価格またはその他の合理的な方式に照らして計算する。</p> <p>→削除</p> <p>第 1185 条 故意により他人の知的財産権を侵害し、情状が嚴重な場合、被権利侵害者は相応の懲罰的賠償を請求する権利を有する。</p> <p>第 1186 条 被害者と行為者が、損害の発生についていずれも過失がない場合、法律の規定に照らして双方が損失を分担する。</p> <p>第 1187 条 損害の発生後、当事者は賠償費用の支払い方を協議することができる。協議で合意しなかった場合、賠償費用は一括払いしなければならないが、一括払いが確実に困難であるときは、分割払いできるが、ただし被権利侵害者は相応の担保を提供するよう請求する権利がある。</p> <p>→削除</p> <p>第 1173 条←</p> <p>第 1174 条←</p> <p>第 1175 条←</p> <p>→削除</p> <p>→削除</p>	<p>第 19 条 他人の財産を侵害した場合、財産損失は損失発生時の市場価格またはその他の方式に照らして計算する。</p> <p>第 23 条 他人の民事の権利利益が侵害されることを防止、制止することによって自己が損害を受けた場合は、権利侵害者が責任を負う。権利侵害者が逃亡し、または責任を負う能力がなく、被権利侵害者が補償を請求したときは、受益者は適当な補償[適當補償]を与えなければならない。</p> <p>←新設</p> <p>第 24 条 被害者と行為者が、損害の発生についていずれも過失がない場合、実際の状況に基づいて、双方が損失を分担する。</p> <p>第 25 条 損害の発生後、当事者は賠償費用の支払い方を協議することができる。協議で合意しなかった場合、賠償費用は一括払いしなければならないが、一括払いが確実に困難であるときは、分割払いできるが、ただし相応の担保を提供しなければならない。</p> <p>第 3 章 責任を負わない、または責任が減輕される状況</p> <p>第 26 条 被権利侵害者にも損害発生について過失があった場合、権利侵害者の責任を減輕することができる。</p> <p>第 27 条 損害が被害者の故意によって生じた場合、行為者は責任を負わない。</p> <p>第 28 条 損害が第三者によって生じた場合、第三者は権利侵害責任を負わなければならない。</p> <p>第 29 条 不可抗力によって他人に損害が生じた場合、責任を負わない。法律で別段の規定がある場合は、その規定による。</p> <p>第 30 条 正当防衛によって損害が生じた場合、責任を負わない。正当防衛が必要な限度を超え、あるべきでない損害が生じたときは、正当防衛者は適当な責任</p>
--	---

<p>→削除</p> <p>第3章 責任主体の特別規定</p> <p>第1188条 民事行為無能力者，民事制限行為能力者が他人に損害を与えた場合，監護人が権利侵害責任を負う。監護人が監護責任を尽くしているときは，その権利侵害責任を減輕することができる。</p> <p>②財産を有する民事行為無能力者，民事制限行為能力者が他人に損害を与えた場合，本人の財産の中から賠償費用を支払う。不足部分は，監護人が賠償する。</p> <p>第1189条 民事行為無能力者，民事制限行為能力者が他人に損害を与えたが，監護人が監護の職責を他人に委任している場合，監護人は権利侵害責任を負わなければならないが，受託者に過失があったときは，相応の責任を負う。</p> <p>第1190条 完全民事行為能力者は，自己の行為について一時的に意識がなくて，または制御を失って他人に損害を与えて過失があった場合，権利侵害責任を負わなければならないが，過失が無いときは，行為者の経済的状況に基づいて被害者に適切な補償をするものとする。</p> <p>②完全民事行為能力者は，酩酊，麻酔薬または向精神薬の濫用により，自己の行為について一時的に意識がなくて，または制御を失って他人に損害を与えた場合，権利侵害責任を負わなければならない。</p> <p>第1191条 雇用単位の従業員が，業務上の任務の執行によって他人に損害を与えた場合，雇用単位が権利侵害責任を負う。雇用単位が権利侵害責任を負った後，故意または重大な過失のある従業員に求償することができる。</p> <p>②労務派遣期間において，派遣された従業員が業務上の任務の執行によって他人に損害を与えた場合，労務派遣を受け入れた雇用単位が権利侵害責任を負うが，</p>	<p>を負わなければならない。</p> <p>第31条 緊急避難によって損害を与えた場合，危険な状況を発生させた者が責任を負う。危険が自然要因によって引き起こされた場合は，緊急避難者は責任を負わなくてよいかまたは適切な補償を行えばよい。緊急避難措置の採用が不適切であったかまたは必要な限度を超え，あるまじき損害をもたらした場合，緊急避難者は適当な責任を負わなければならない。</p> <p>第4章 責任主体の特別規定</p> <p>第32条 民事行為無能力者，民事制限行為能力者が他人に損害を与えた場合，監護人が権利侵害責任を負う。監護人が監護責任を尽くしているときは，その権利侵害責任を減輕することができる。</p> <p>②財産を有する民事行為無能力者，民事制限行為能力者が他人に損害を与えた場合，本人の財産の中から賠償費用を支払う。不足部分は，監護人が賠償する。</p> <p>←【民法通則解釈第22条参照】</p> <p>第33条 完全民事行為能力者は，自己の行為について一時的に意識がなくて，または制御を失って他人に損害を与えて過失があった場合，権利侵害責任を負わなければならないが，過失が無いときは，行為者の経済的状況に基づいて被害者に適切な補償をするものとする。</p> <p>②完全民事行為能力者は，酩酊，麻酔薬または向精神薬の濫用により，自己の行為について一時的に意識がなくて，または制御を失って他人に損害を与えた場合，権利侵害責任を負わなければならない。</p> <p>第34条 雇用単位の従業員が，業務上の任務の執行によって他人に損害を与えた場合，雇用単位が権利侵害責任を負う。←【人身損害解釈第8条，第9条参照】</p> <p>②労務派遣期間において，派遣された従業員が業務上の任務の執行によって他人に損害を与えた場合，労務派遣を受け入れた雇用単位が権利侵害責任を負うが，</p>
---	--

労務派遣単位に過失があるときは、相応の補充責任を負う。

第 1192 条 個人間で労務関係を形成し、労務を提供する側が労務により他人に損害を与えた場合、労務を受け入れた側が権利侵害責任を負う。労務を受け入れた側が権利侵害責任を負った後、故意または重大な過失ある労務を提供する側に求償することができる。労務を提供する側が労務により自己が損害を受けたときは、双方が各自の過失に基づいて相応の責任を負う。

②労務提供期間において、第三者の行為によって労務を提供する側に損害を与えた場合、労務を提供する側は第三者が権利侵害責任を負うよう請求する権利もあるし、労務を受ける側に補償を与えるよう請求することもできる。労務を受ける側は補償後に第三者へ求償することができる。

第 1193 条 請負人が仕事を完成させる過程において第三者に損害または自己に損害を与えた場合、注文者は権利侵害責任を負わない。ただし、注文者に注文、指示または選任について過失があるときは、相応の責任を負わなければならない。

第 1194 条 インターネットユーザー、インターネットサービスプロバイダーがインターネットを利用して他人の民事の権利利益を侵害した場合、権利侵害責任を負わなければならない。法律に別段の規定があるときは、その規定による。

第 1195 条 インターネットユーザーがインターネットサービスを利用して権利侵害行為を行った場合、権利者は、インターネットサービスプロバイダーに削除、遮断、リンクの切断等の必要な措置を採るよう通知する権利を有する。通知には権利侵害を構成する初歩的証拠および権利者の真の身分情報が含まれなければならない。

②インターネットサービスプロバイダーが通知を受領後、すみやかに当該通知を関係するインターネットユーザーに転送し、なおかつ権利侵害を構成する初歩的証拠およびサービス類型に基づいて必要な措置を採らなければならない、すみやかに必要な措置を採らなかったときは、損害の拡大部分について当該インターネットユーザーと連帯責任を負う。

③権利者の錯誤の通知によってインターネットユーザーまたはインターネットサービスプロバイダーに損

労務派遣単位に過失があるときは、相応の補充責任を負う。

第 35 条 個人間で労務関係を形成し、労務を提供する側が労務により他人に損害を与えた場合、労務を受け入れた側が権利侵害責任を負う。労務を提供する側が労務により自己が損害を受けたときは、双方が各自の過失に基づいて相応の責任を負う。

←【人身損害解釈第 9 条、第 13 条、第 14 条参照】

←【人身損害解釈第 10 条参照】

第 36 条①インターネットユーザー、インターネットサービスプロバイダーがインターネットを利用して他人の民事の権利利益を侵害した場合、権利侵害責任を負わなければならない。

第 36 条②インターネットユーザーがインターネットサービスを利用して権利侵害行為を行った場合、被権利侵害者は、インターネットサービスプロバイダーに削除、遮断、リンクの切断等の必要な措置を採るよう通知する権利を有する。インターネットサービスプロバイダーが通知を受領後、すみやかに必要な措置を採らなかったときは、損害の拡大部分について当該インターネットユーザーと連帯責任を負う。

←【情報ネットワーク権利侵害規定第 5 条、第 6 条、第 7 条、第 8 条参照】

<p><u>害を与えた場合、権利侵害責任を負う。法律に別段の規定があるときは、その規定による。</u></p> <p>第1196条 インターネットユーザーが転送の通知を受領した後、インターネットサービスプロバイダーに権利侵害行為が存在しない声明を送信することができる。声明には、権利侵害行為が存在しないという初歩的な証拠およびインターネットユーザーの真実の身情報が含まなければならない。</p> <p>②インターネットサービスプロバイダーは声明を受領した後、当該声明は通知を発出した権利者に当該声明を転送し、なおかつ関係部門に訴え出ること、または人民法院に訴訟を提起することができることを告知しなければならない。インターネットサービスプロバイダーは、声明を転送して権利者に到達した後の合理的期間内に、権利者が既に訴え出た、または訴訟を提起したという通知を受領していない場合、採られた措置をすみやかに終了しなければならない。</p> <p>第1197条 インターネットサービスプロバイダーは、インターネットユーザーがそのインターネットサービスを利用して他人の民事の権利利益を侵害していることを知りまたは知るべきでありながら、必要な措置を採らなかった場合、当該インターネットユーザーと連帯責任を負う。</p> <p>第1198条 ホテル、ショッピングセンター、銀行、バス停、空港、スポーツ施設、 娯楽施設等の経営されている場所、公共の場所の経営者、管理人または集団活動の組織者が、安全保障義務を尽くさずに、他人に損害を与えた場合、権利侵害責任を負わなければならない。</p> <p>②第三者の行為により他人に損害を与えた場合、第三者が権利侵害責任を負うが、経営者、管理者または組織者が安全保障義務を尽くしていないときは、双方の補充責任を負う。経営者、管理者または組織者が補充責任を負った後、第三者に求償することができる。</p> <p>第1199条 民事行為無能力者が、幼稚園、学校またはその他の教育機関において学習、生活している間に人身損害を受けた場合、幼稚園、学校またはその他の教育機関が権利侵害責任を負わなければならないが、ただし、教育、管理の職責を尽くしていたと証明できるときは、権利侵害責任を負わなくてよい。</p> <p>第1200条 民事制限行為能力者が学校またはその他の教育機関において学習、生活している間に、人身損</p>	<p>←新設</p> <p>第36条③インターネットサービスプロバイダーは、インターネットユーザーがそのインターネットサービスを利用して他人の民事の権利利益を侵害していることを知りながら、必要な措置を採らなかった場合、当該インターネットユーザーと連帯責任を負う。</p> <p>第37条 ホテル、ショッピングセンター、銀行、バス停、娯楽施設等の公共の場所の管理人または集団活動の組織者が、安全保障義務を尽くさずに、他人に損害を与えた場合、権利侵害責任を負わなければならない。</p> <p>②第三者の行為により他人に損害を与えた場合、第三者が権利侵害責任を負うが、管理者または組織者が安全保障義務を尽くしていないときは、双方の補充責任を負う。</p> <p>第38条 民事行為無能力者が、幼稚園、学校またはその他の教育機関において学習、生活している間に人身損害を受けた場合、幼稚園、学校またはその他の教育機関が責任を負わなければならないが、ただし、教育、管理の職責を尽くしていたと証明できるときは、責任を負わなくてよい。</p> <p>第39条 民事制限行為能力者が学校またはその他の教育機関において学習、生活している間に、人身損害</p>
--	--

害を受けて、学校またはその他の教育機関が教育、管理の職責を尽くしていなかった場合、**権利侵害責任を負わなければならない。**

第 1201 条 民事行為無能力者または民事制限行為能力者が幼稚園、学校またはその他の教育機関において学習、生活している間に、幼稚園、学校またはその他の教育機関以外の人員から人身損害を受けた場合、権利侵害者が権利侵害責任を負うが、幼稚園、学校またはその他の教育機関が管理の職責を尽くしていなかったときは、**相応の補充責任を負う。幼稚園、学校またはその他の教育機関が補充責任を負った後、第三者に求償することができる。**

第 4 章 製造物[製品]責任

第 1202 条 製造物に欠陥が存在したことにより他人に損害を与えた場合、製造者[生産者]は権利侵害責任を負わなければならない。

→削除

第 1203 条 製造物に欠陥が存在したことにより損害が生じた場合、被権利侵害者は、製品の製造者に賠償を請求することができるし、製造物の販売者にも賠償を請求することができる。

②製造物の欠陥が製造者によって生じた場合、販売者は賠償を行った後、製造者に求償する権利を有する。販売者の過失により製造物に欠陥が存在する場合、製造者は賠償を行った後、販売者に求償する権利を有する。

第 1204 条 運送業者、倉庫業者等の第三者の過失により製造物に欠陥が存在して、他人に損害を与えた場合、製造物の製造者、販売者は賠償を行った後、第三者に求償する権利を有する。

第 1205 条 製造物の欠陥により他人の人身、財産の安全に危害が及んだ場合、被権利侵害者は製造者、販売者に**侵害の停止**、妨害の排除、危険の除去等の権利侵害責任を負うよう請求する権利を有する。

を受けて、学校またはその他の教育機関が教育、管理の職責を十分に果たしていなかった場合、責任を負わなければならない。

第 40 条 民事行為無能力者または民事制限行為能力者が幼稚園、学校またはその他の教育機関において学習、生活している間に、幼稚園、学校またはその他の教育機関以外の人員から人身損害を受けた場合、権利侵害者が権利侵害責任を負うが、幼稚園、学校またはその他の教育機関が管理の職責を尽くしていなかったときは、相応の補充責任を負う。

第 5 章 製造物[製品]責任

第 41 条 製造物に欠陥が存在したことにより他人に損害を与えた場合、製造者[生産者]は権利侵害責任を負わなければならない。

第 42 条—販売者の過失により製造物に欠陥が生じさせて、他人に損害を与えた場合、販売者は権利侵害責任を負わなければならない。

②販売者が、欠陥製造物の製造者を明示できず、欠陥製造物の供給者も明示できない場合、販売者は権利侵害責任を負わなければならない。

第 43 条 製造物に欠陥が存在したことにより損害が生じた場合、被権利侵害者は、製品の製造者に賠償を請求することができるし、製造物の販売者にも賠償を請求することができる。

②製造物の欠陥が製造者によって生じた場合、販売者は賠償を行った後、製造者に求償する権利を有する。

③販売者の過失により製造物に欠陥が存在する場合、製造者は賠償を行った後、販売者に求償する権利を有する。

第 44 条 運送業者、倉庫業者等の第三者の過失により製造物に欠陥が存在して、他人に損害を与えた場合、製造物の製造者、販売者は賠償を行った後、第三者に求償する権利を有する。

第 45 条 製造物の欠陥により他人の人身、財産の安全に危害が及んだ場合、被権利侵害者は製造者、販売者に妨害の排除、危険の除去等の権利侵害責任を負うよう請求する権利を有する。

<p>第1206条 製造物が流通に投入された後に欠陥の存在が発見された場合、製造者、販売者は、すみやかに販売の停止、警告、リコール等の救済措置を採らなければならないが、すみやかに救済措置を採らなかった、または救済措置が不十分であったことで損害の拡大が生じた場合は、拡大した損害についても権利侵害責任を負わなければならない。</p> <p><u>②前項の規定に基づきリコールの措置を採る場合は、生産者、販売者は、被権利侵害者がこれによって支出した必要な費用を負担しなければならない。</u></p> <p>第1207条 製造物に欠陥が存在することを明らかに知りながら、製造、販売を行ったことにより、もしくは前条の規定に基づく有効な措置を採ることなく、他人の死亡、または健康の重大な損害を引き起こした場合、被権利侵害者は、相応の懲罰的賠償を請求する権利を有する。</p> <p>第5章 自動車交通事故責任</p> <p>第1208条 自動車が交通事故を発生させて損害が生じた場合、道路交通安全法と本法の関連規定によって賠償責任を負う。</p> <p>第1209条 賃借、借用等の事由により自動車の所有者、管理者と使用者が同一人でない場合に、交通事故が発生した後に当該自動車側の責任に属するときは、自動車の使用者が賠償責任を負うが、自動車の所有者、管理者に損害の発生について過失があるときは、相応の賠償責任を負う。</p> <p>第1210条 当事者間ですでに売買またはその他の方式で自動車の譲渡および引渡しを行ったが、ただし登記をまだ行っておらずに、交通事故が発生し損害が生じ、当該自動車側のみの責任に属する場合、譲受人が賠償責任を負う。</p> <p>第1211条 名義貸し[挂靠]の形式で道路運輸経営活動に従事する自動車について、交通事故が発生し損害が生じ、当該自動車側のみの責任に属する場合、名義借り人と名義貸し人[挂靠人和被挂靠人]が連帯して責任を負う。</p> <p>第1212条 <u>他人の自動車を無断で運転することにより、交通事故が発生し損害が生じ、当該自動車側のみの責任に属する場合、自動車の使用者が賠償責任を負</u></p>	<p>第46条 製造物が流通に投入された後に欠陥の存在が発見された場合、製造者、販売者は、すみやかに警告、リコール等の救済措置を採らなければならない。すみやかに救済措置を採らなかった、または救済措置が不十分であったことで損害が生じた場合は、権利侵害責任を負わなければならない。</p> <p>←【消費者権利利益保護法第19条、食品安全法第63条参照】</p> <p>第47条 製造物に欠陥が存在することを明らかに知りながら、製造、販売を行ったことにより、他人の死亡、または健康の重大な損害を引き起こした場合、被権利侵害者は、相応の懲罰的賠償を請求する権利を有する。</p> <p>第6章 自動車交通事故責任</p> <p>第48条 自動車が交通事故を発生させて損害が生じた場合、道路交通安全法の関連規定によって賠償責任を負う。</p> <p>第49条 賃借、借用等の事由により自動車の所有者と使用者が同一人でない場合に、交通事故が発生した後に当該自動車側の責任に属するときは、保険会社が自動車強制保険の責任限度額の範囲内において賠償を行う。不足部分は、自動車の使用者が賠償責任を負うが、自動車の所有者に損害の発生について過失があるときは、相応の賠償責任を負う。</p> <p>第50条 当事者間ですでに売買等の方式で自動車の譲渡および引渡しを行ったが、ただし所有権移転登記をまだ行っておらずに、交通事故が発生した後に当該自動車側のみの責任に属する場合、保険会社が自動車強制保険の責任限度額の範囲内で賠償を行う。不足部分は、譲受人が賠償責任を負う。</p> <p>←【道路交通事故損害賠償解釈第3条参照】</p> <p>←【道路交通事故損害賠償解釈第2条参照】</p>
--	---

<p>うが、自動車の所有者、管理者に損害の発生についての過失があるときは、相応の賠償責任を負うが、ただし本章に別段の規定があるときはこの限りではない。</p> <p>第 1213 条 <u>自動車</u>が交通事故を発生させて損害が生じた場合、当該自動車側のみの責任に属する場合、まず自動車強制強制保険に加入している保険者が強制保険責任限度額の範囲内で賠償するものとし、不足部分は、自動車商業保険に加入している保険者が保険契約の約定に照らして賠償するものとし、それでもなお不足するとき、または自動車商業保険に加入していないときは、権利侵害者が賠償するものとする。</p> <p>第 1214 条 売買等の方式で違法組立[拼装]された、またはすでに廃棄基準に達している自動車を譲渡し、交通事故が発生して損害が生じた場合は、譲渡人と譲受人が連帯責任を負う。</p> <p>第 1215 条 窃盗、強盗または強奪された自動車で交通事故が発生し損害が生じた場合、窃盗者、強盗者または強奪者が賠償責任を負う。窃盗者、強盗者または強奪者と自動車の使用者が同一人ではなく、交通事故が発生し損害が生じ、当該自動車側のみの責任に属する場合、窃盗者、強盗者または強奪者と自動車の使用者が連帯責任を負う。</p> <p>②保険者が自動車強制保険の責任限度額の範囲内で応急費用を立て替えたときは、交通事故の責任者に求償する権利を有する。</p> <p>第 1216 条 自動車の運転者が交通事故発生後に逃亡し、当該自動車が強制保険に加入している場合、保険会社は自動車強制保険の責任限度額の範囲内で賠償を行うが、自動車が強制保険に加入しているか不明または加入しておらず、もしくは応急費用が自動車強制保険の責任限度額を超えて、権利侵害者の人身の傷害に応急措置、葬儀等の費用を支払う必要があるときは、道路交通事故社会救助基金が立て替えを行う。道路交通事故社会救助基金が立て替えした後、その管理機関は交通事故の責任者に求償する権利を有する。</p> <p>第 1217 条 運転していない自動車が交通事故が発生し好意同乗者[无偿搭乗人]に損害が生じ、当該自動車側の責任に属する場合、その賠償責任を減輕しなければならないが、ただし自動車使用者に故意または重大な過失があるときはこの限りではない。</p> <p>第 6 章 医療損害責任</p>	<p>←【道路交通事故損害賠償解釈第 16 条参照】</p> <p>第 51 条 売買等の方式で違法組立[拼装]された、またはすでに廃棄基準に達している自動車を譲渡し、交通事故が発生して損害が生じた場合は、譲渡人と譲受人が連帯責任を負う。</p> <p>第 52 条 窃盗、強盗または強奪された自動車で交通事故が発生し損害が生じた場合、窃盗者、強盗者または強奪者が賠償責任を負う。保険会社が自動車強制保険の責任限度額の範囲内で応急費用を立て替えたときは、交通事故の責任者に求償する権利を有する。</p> <p>第 53 条 自動車の運転者が交通事故発生後に逃亡し、当該自動車が強制保険に加入している場合、保険会社は自動車強制保険の責任限度額の範囲内で賠償を行うが、自動車が強制保険に加入しているか不明または加入しておらず、権利侵害者の人身の傷害に応急措置、葬儀等の費用を支払う必要があるときは、道路交通事故社会救助基金が立て替えを行う。道路交通事故社会救助基金が立て替えした後、その管理機関は交通事故の責任者に求償する権利を有する。</p> <p>←新設</p> <p>第 7 章 医療損害責任</p>
---	---

<p>第1218条 患者が診療活動中に損害を受け、医療機関またはその医療従事者に過失があった場合、医療機関は賠償責任を負う。</p> <p>第1219条 医療従事者は、診療活動中に病状および医療措置について患者に説明しなければならない。手術、特殊検査、特殊治療を実施する必要がある場合、医療従事者はすみやかに医療リスク、代替医療の方法等の状況を患者に説明し、なおかつ明確な同意を得なければならないが、患者に説明できないまたはすべきではないときは、患者の近親者に説明し、なおかつ明確な同意を得なければならない。</p> <p>②医療従事者が前項の義務を尽くさず、患者に損害を与えた場合、医療機関は賠償責任を負わなければならない。</p> <p>第1220条 危篤状態の患者の救助等の緊急事態により、患者またはその近親者の意見を得ることができない場合は、医療機関の責任者または授權された責任者の許可を得ることで、直ちに相応の医療措置を行うことができる。</p> <p>第1221条 医療従事者が診療活動中に、その当時の医療水準に相応しい診療義務を尽くさずに、患者に損害を与えた場合、医療機関は賠償責任を負わなければならない。</p> <p>第1222条 患者が診療活動中に損害を受け、以下に列挙する事由のいずれかがある場合は、医療機関に過失があったと推定する。</p> <p>(一) 法律、行政法規、規程[規章]およびその他の診療規範に関する規定に違反している</p> <p>(二) 紛争に関するカルテを隠匿または提供を拒絶する</p> <p>(三) カルテを遺失、偽造、改ざんまたは違法に廃棄する</p> <p>第1223条 薬品、消毒製品、医療機器の欠陥、または不合格の血液の輸血により、患者に損害を与えた場合、患者は医薬品市販承認取得者[薬品上市許可持有人]、製造者または血液提供機関に賠償を請求することができるし、医療機関にも賠償を請求することができる。患者が医療機関に賠償を請求するときは、医療機関は賠償した後、責任を負うべき医薬品市販承認取得者、製造者または血液提供機関に求償する権利を有する。</p>	<p>第54条 患者が診療活動中に損害を受け、医療機関およびその医療従事者に過失があった場合、医療機関は賠償責任を負う。</p> <p>第55条 医療従事者は、診療活動中に病状および医療措置について患者に説明しなければならない。手術、特殊検査、特殊治療を実施する必要がある場合、医療従事者はすみやかに医療リスク、代替医療の方法等の状況を患者に説明し、なおかつ書面による同意を得なければならないが、患者に説明すべきではないときは、患者の近親者に説明し、なおかつ書面による同意を得なければならない。</p> <p>②医療従事者が前項の義務を尽くさず、患者に損害を与えた場合、医療機関は賠償責任を負わなければならない。</p> <p>第56条 危篤状態の患者の救助等の緊急事態により、患者またはその近親者の意見を得ることができない場合は、医療機関の責任者または授權された責任者の許可を得ることで、直ちに相応の医療措置を行うことができる。</p> <p>第57条 医療従事者が診療活動中に、その当時の医療水準に相応しい診療義務を尽くさずに、患者に損害を与えた場合、医療機関は賠償責任を負わなければならない。</p> <p>第58条 患者に損害があり、以下に列挙する事由のいずれかによる場合は、医療機関に過失があったと推定する。</p> <p>(一) 法律、行政法規、規程[規章]およびその他の診療規範に関する規定に違反している</p> <p>(二) 紛争に関するカルテを隠匿または提供を拒絶する</p> <p>(三) カルテを偽造、改ざんまたは廃棄する</p> <p>第59条 薬品、消毒薬剤、医療機器の欠陥、または不合格の血液の輸血により、患者に損害を与えた場合、患者は製造者または血液提供機関に賠償を請求することができるし、医療機関にも賠償を請求することができる。患者が医療機関に賠償を請求するときは、医療機関は賠償した後、責任を負うべき製造者または血液提供機関に求償する権利を有する。</p>
---	---

<p>第1224条 患者に損害があり、以下に列挙する事由のいずれかがある場合、医療機関は賠償責任を負わない。</p> <p>(一) 医療機関が診療規範に合った診療を行うことに患者またはその近親者が非協力的であった</p> <p>(二) 医療従事者が危篤状態の患者の救助等の緊急事態において合理的な診療義務をすでに尽くしていた</p> <p>(三) 当時の医療水準に限界があり診療が困難であった</p> <p>②前項第一号の事由において、医療機関またはその医療従事者にも過失があった場合、相応の賠償責任を負わなければならない。</p>	<p>第60条 患者に損害があり、以下に列挙する事由のいずれかによる場合、医療機関は賠償責任を負わない。</p> <p>(一) 医療機関が診療規範に合った診療を行うことに患者またはその近親者が非協力的であった</p> <p>(二) 医療従事者が危篤状態の患者の救助等の緊急事態において合理的な診療義務をすでに尽くしていた</p> <p>(三) 当時の医療水準に限界があり診療が困難であった</p> <p>②前項第一号の事由において、医療機関およびその医療従事者にも過失があった場合、相応の賠償責任を負わなければならない。</p>
<p>第1225条 医療機関およびその医療従事者は、規定に照らして入院記録、医療指示書、検査報告、手術および麻酔記録、病理資料、看護記録等のカルテを記入し、なおかつ適切に保管しなければならない。</p> <p>②患者が前項で規定するカルテの閲覧、複写を請求する場合、医療機関はすみやかに提供しなければならない。</p>	<p>第61条 医療機関およびその医療従事者は、規定に照らして入院記録、医療指示書、検査報告、手術および麻酔記録、病理資料、看護記録、医療費用等のカルテを記入し、なおかつ適切に保管しなければならない。</p> <p>②患者が前項で規定するカルテの閲覧、複写を請求する場合、医療機関は提供しなければならない。</p>
<p>第1226条 医療機関およびその医療従事者は、患者のプライバシーおよび個人情報を保護しなければならない。患者のプライバシーおよび個人情報を漏洩、または患者の同意を得ずにカルテを公開した場合、権利侵害責任を負わなければならない。</p>	<p>第62条 医療機関およびその医療従事者は、患者のプライバシーを保護しなければならない。患者のプライバシーを漏洩、または患者の同意を得ずにカルテを公開して、患者に損害を与えた場合、権利侵害責任を負わなければならない。</p>
<p>第1227条 医療機関およびその医療従事者は、診療規範に違反して不必要な検査を行ってはならない。</p>	<p>第63条 医療機関およびその医療従事者は、診療規範に違反して不必要な検査を行ってはならない。</p>
<p>第1228条 医療機関およびその医療従事者の合法的権利利益は、法律の保護を受ける。</p> <p>②医療秩序を乱し、医療従事者の業務、生活を妨害し、医療従事者の合法的な権利利益を侵害する場合、法により法的責任を負わなければならない。</p>	<p>第64条 医療機関およびその医療従事者の合法的権利利益は、法律の保護を受ける。医療秩序を乱し、医療従事者の業務、生活を妨害する場合、法により法的責任を負わなければならない。</p>
<p>第7章 環境汚染と生態汚染責任</p>	<p>第8章 環境汚染責任</p>
<p>第1229条 環境の汚染、生態の破壊により他人に損害が生じた場合、権利侵害者は権利侵害責任を負わなければならない。</p>	<p>第65条 環境の汚染により損害が生じた場合、汚染者は権利侵害責任を負わなければならない。</p>
<p>第1230条 環境の汚染、生態の破壊により紛争が発</p>	<p>第66条 環境の汚染により紛争が発生した場合、汚</p>

<p>生した場合、行為者は法律で規定する責任を負わない、または責任が減輕される状況であること、および行為と損害の間に因果関係が存在しないことについて、挙証責任を負わなければならない。</p>	<p>染者は法律で規定する責任を負わない、または責任が減輕される状況であること、および行為と損害の間に因果関係が存在しないことについて、挙証責任を負わなければならない。</p>
<p>第1231条 2人以上の権利侵害者が環境を汚染し、生態を破壊した場合、責任を負う割合は、汚染物の種類、濃度、排出量、生態を破壊する方式、範囲、程度および行為が損害の結果を引き起こした効果[作用]等の要素に基づいて確定する。</p>	<p>第67条 2人以上の汚染者が環境を汚染した場合、汚染者が責任を負う割合は、汚染物の種類、排出量等の要素に基づいて確定する。</p>
<p>第1232条 権利侵害者が法律の規定に違反して故意に環境を汚染し、生態を破壊して重大な結果が生じた場合、被権利侵害者は相応の懲罰的賠償を請求する権利を有する。</p>	<p>←新設</p>
<p>第1233条 第三者の過失によって環境を汚染し、生態を破壊した場合、被権利侵害者は権利侵害者に賠償を請求することができるし、第三者に賠償を請求することもできる。権利侵害者は賠償後、第三者に求償する権利を有する。</p>	<p>第68条 第三者の過失によって環境が汚染し損害が生じた場合、被権利侵害者は汚染者に賠償を請求することができるし、第三者に賠償を請求することもできる。汚染者は賠償後、第三者に求償する権利を有する。</p>
<p>第1234条 国家の規定に違反して生態環境に損害が生じたが、生態環境が回復できる場合、国家が規定する機関または法律で規定する組織は、権利侵害者に合理的な期間内に修復する責任を負うよう請求する権利を有する。権利侵害者が期間内に修復しないときは、国家が規定する機関または法律で規定する組織は、自らまたは他人に委託して修復を行うことができ、必要となる費用は権利侵害者が負担するものとする。</p>	<p>←新設</p>
<p>第1235条 国家の規定に違反し、生態環境に損害が生じた場合、国家が規定する機関または法律で規定する組織は、権利侵害者が以下に列挙する損失および費用を賠償するよう請求する権利を有する。</p>	<p>←新設</p>
<p>(一) 生態環境が損害を受けて修復が完成するまでの期間のサービス機能の喪失によって引き起こされた損失</p> <p>(二) 生態環境機能への恒久的な損害によって引き起こされた損失</p> <p>(三) 生態環境の損害の調査、鑑定評価等の費用</p> <p>(四) 汚染の除去、生態環境の修復の費用</p> <p>(五) 損害の発生および拡大の防止に支出される合理的な費用。</p>	

第8章 高度危険作業責任

第1236条 高度に危険な作業に従事していて他人に損害を与えた場合、権利侵害責任を負わなければならない。

第1237条 民間用核施設または**核施設に搬入搬出核材料**において核事故が発生して他人に損害を与えた場合、民間用核施設の**運営単位**は、権利侵害責任を負わなければならないが、ただし、損害が戦争、**武装衝突**、**暴乱**等の事由または被害者の故意によって生じたものであることを証明できるときは、責任を負わない。

第1238条 民間用航空機が他人に損害を与えた場合、民間用航空機の経営者は、権利侵害責任を負わなければならないが、ただし、損害が被害者の故意によって生じたものであることを証明できるときは、責任を負わない。

第1239条 発火しやすい、爆発しやすい、劇毒、**高レベル放射性**、**高腐食性**、**高病原性**等の高度危険物の占有または使用により他人に損害を与えた場合、占有者または使用者は、権利侵害責任を負わなければならないが、ただし、損害が被害者の故意または不可抗力によって生じたものであることを証明できるときは、責任を負わなくてよい。被権利侵害者に損害の発生について**重大な過失**があったときは、占有者または使用者の責任を減軽することができる。

第1240条 高空、高圧、地下掘削の活動に従事すること、または高速鉄道輸送手段を使用することで他人に損害を与えた場合、経営者は、権利侵害責任を負わなければならないが、ただし、損害が被害者の故意または不可抗力によって生じたものであることを証明できるときは、責任を負わない。被権利侵害者に損害の発生について**重大な過失**があったときは、経営者の責任を減軽することができる。

第1241条 高度危険物の遺失、遺棄によって他人に損害を与えた場合、所有者が権利侵害責任を負う。所有者が高度危険物を他人に管理させていたときは、管理者が権利侵害責任を負うが、所有者に過失があるときは、管理者と連帯責任を負う。

第1242条 不法に高度危険物を占有したことによって他人に損害を与えた場合、不法占有者が権利侵害責任を負う。所有者、管理者は、他人の不法占有の防止について高度の注意義務を尽くしていたことを証明できないときは、不法占有者と連帯責任を負う。

第9章 高度危険作業責任

第69条 高度に危険な作業に従事していて他人に損害を与えた場合、権利侵害責任を負わなければならない。

第70条 民間用核施設において核事故が発生して他人に損害を与えた場合、民間用核施設の**経営者**は、権利侵害責任を負わなければならないが、ただし、損害が戦争等の事由または被害者の故意によって生じたものであることを証明できるときは、責任を負わない。

第71条 民間用航空機が他人に損害を与えた場合、民間用航空機の経営者は、権利侵害責任を負わなければならないが、ただし損害が被害者の故意によって生じたものであることを証明できるときは、責任を負わない。

第72条 発火しやすい、爆発しやすい、劇毒、放射性等の高度危険物の占有または使用により他人に損害を与えた場合、占有者または使用者は、権利侵害責任を負わなければならないが、ただし損害が被害者の故意または不可抗力によって生じたものであることを証明できるときは、責任を負わなくてよい。被権利侵害者に損害の発生について**重大な過失**があったときは、占有者または使用者の責任を減軽することができる。

第73条 高空、高圧、地下掘削の活動に従事すること、または高速鉄道輸送手段を使用することで他人に損害を与えた場合、経営者は、権利侵害責任を負わなければならないが、ただし損害が被害者の故意または不可抗力によって生じたものであることを証明できるときは、責任を負わない。被権利侵害者に損害の発生について**過失**があったときは、経営者の責任を減軽することができる。

第74条 高度危険物の遺失、遺棄によって他人に損害を与えた場合、所有者が権利侵害責任を負う。所有者が高度危険物を他人に管理させていたときは、管理者が権利侵害責任を負うが、所有者に過失があるときは、管理者と連帯責任を負う。

第75条 不法に高度危険物を占有したことによって他人に損害を与えた場合、不法占有者が権利侵害責任を負う。所有者、管理者は、他人の不法占有の防止について高度の注意義務を尽くしていたことを証明できないときは、不法占有者と連帯責任を負う。

<p>第1243条 無許可で高度危険活動区域または高度危険物保管区域へ進入して損害を受けたが、管理人がすでに十分な[足夠]安全措置を採り、なおかつ充分な[充分]警告義務を尽くしていたと証明できる場合は、責任が減輕されるか、または責任を負わない。</p> <p>第1244条 高度危険責任を負うことについて、法律で賠償限度額を規定している場合は、その規定に従うが、ただし行為者に故意または重大な過失があるときはこの限りではない。</p> <p>第9章 動物飼育損害責任</p> <p>第1245条 飼育している動物が他人に損害を与えた場合、動物飼育者または管理者は権利侵害責任を負わなければならないが、ただし、損害が被権利侵害者の故意または重大な過失によって生じたものであることを証明できるときは、責任を負わなくてよいか、または責任が減輕される。</p> <p>第1246条 管理規定に違反して、動物に対して安全措置を採らなかったことにより他人に損害を与えた場合、動物飼育者または管理者は権利侵害責任を負わなければならないが、ただし、損害が被権利侵害者の故意によって生じたことを証明できるときは、責任を減輕できる。</p> <p>第1247条 飼育が禁止されている獐猛な犬等の危険動物が他人に損害を与えた場合、動物飼育者または管理者は権利侵害責任を負わなければならない。</p> <p>第1248条 動物園の動物が他人に損害を与えた場合、動物園は権利侵害責任を負わなければならないが、ただし、管理の職責を尽くしていたことを証明できるときは、権利侵害責任を負わない。</p> <p>第1249条 遺棄された、または逃亡した動物が遺棄、逃亡の期間に他人に損害を与えた場合、元の動物飼育者または管理者が権利侵害責任を負う。</p> <p>第1250条 第三者の過失により動物が他人に損害を与えた場合、被権利侵害者は動物の飼育者または管理者に賠償を請求することができるし、第三者に賠償を請求することもできる。動物飼育者または管理者は賠償後、第三者に求償する権利を有する。</p> <p>第1251条 動物を飼育する際は法律を遵守し、社会道徳[社会公德]を尊重しなければならない、他人の生活を防碍[妨碍]してはならない。</p>	<p>第76条 無許可で高度危険活動区域または高度危険物保管区域へ進入して損害を受けたが、管理人がすでに安全措置を採り、なおかつ警告義務を尽くしていた場合は、責任が減輕されるか、または責任を負わない。</p> <p>第77条 高度危険責任を負うことについて、法律で賠償限度額を規定している場合は、その規定に従う。</p> <p>第10章 動物飼育損害責任</p> <p>第78条 飼育している動物が他人に損害を与えた場合、動物飼育者または管理者は権利侵害責任を負わなければならないが、ただし損害が被権利侵害者の故意または重大な過失によって生じたものであることを証明できるときは、責任を負わなくてよいか、または責任が減輕される。</p> <p>第79条 管理規定に違反して、動物に対して安全措置を採らなかったことにより他人に損害を与えた場合、動物飼育者または管理者は権利侵害責任を負わなければならない。</p> <p>第80条 飼育が禁止されている獐猛な犬等の危険動物が他人に損害を与えた場合、動物飼育者または管理者は権利侵害責任を負わなければならない。</p> <p>第81条 動物園の動物が他人に損害を与えた場合、動物園は権利侵害責任を負わなければならないが、ただし、管理の職責を尽くしていたことを証明できるときは、責任を負わない。</p> <p>第82条 遺棄された、または逃亡した動物が遺棄、逃亡の期間に他人に損害を与えた場合、元の動物飼育者または管理者が権利侵害責任を負う。</p> <p>第83条 第三者の過失により動物が他人に損害を与えた場合、被権利侵害者は動物の飼育者または管理者に賠償を請求することができるし、第三者に賠償を請求することもできる。動物飼育者または管理者は賠償後、第三者に求償する権利を有する。</p> <p>第84条 動物を飼育する際は法律を遵守し、社会道徳[社会公德]を尊重しなければならない、他人の生活を妨害[妨害]してはならない。</p>
---	--

<p>第 10 章 建築物と物[物件]の損害責任</p> <p>第 1253 条←</p> <p>第 1252 条 建築物、構築物またはその他の施設の倒壊、陥没で他人に損害が生じた場合、建設単位と施工組織が連帯責任を負うが、ただし建設単位と施工単位が品質の欠陥の不存在を証明することができるときはこの限りでない。建設単位、施工単位は賠償後、他に責任者がいるときは、その責任者に求償する権利を有する。</p> <p>②所有者、管理者、使用者または第三者の原因によって、建築物、構築物またはその他の設備が倒壊して他人に損害を与えた場合、所有者、管理者、使用者または第三者が権利侵害責任を負う。</p> <p>第 1253 条 建築物、構築物またはその他の施設およびその設置物や掲示物に脱落、墜落が発生して他人に損害を与えて、所有者、管理者または使用者が、自己に過失がないことを証明できない場合は、権利侵害責任を負わなければならない。所有者、管理者または使用者は、賠償後に、他に責任者がいるときは、その責任者に求償する権利を有する。</p> <p>第 1254 条 建築物の中から物を放り投げることを禁止する。建築物の中から放り投げられた物品または建築物上から墜落した物品が他人に損害を与えた場合、権利侵害者が法により権利侵害責任を負うが、調査を経ても具体的な権利侵害者を特定することが難しいときは、自己が権利侵害者ではないことを証明することができる者を除き、加害の可能性のある建築物使用者が補償を行う。加害の可能性のある建築物使用者は補償を行った後、権利侵害者に求償する権利を有する。</p> <p>②不動産サービス事業者等の建築物の管理者は、必要な安全保障措置を採って前項で規定する状況の発生を防止しなければならず、必要な安全保障措置を採らない場合は、法により安全保障義務の未履行の権利侵害責任を負わなければならない。</p> <p>③本条第一項で規定する状況が発生した場合、公安等の機関は法によりすみやかに調査し、責任者を精査[査</p>	<p>第 11 章 物[物件]の損害責任</p> <p>第 85 条 建築物、構築物またはその他の施設およびその設置物や掲示物に脱落、墜落が発生して他人に損害を与えて、所有者、管理者または使用者が、自己に過失がないことを証明できない場合は、権利侵害責任を負わなければならない。所有者、管理者または使用者は、賠償後に、他に責任者がいるときは、その責任者に求償する権利を有する。</p> <p>第 86 条 建築物、構築物またはその他の施設の倒壊で他人に損害が生じた場合、建設単位と施工単位が連帯責任を負う。建設単位、施工単位は賠償後、他に責任者がいるときは、その責任者に求償する権利を有する。</p> <p>②他の責任者[其他責任人]の原因によって、建築物、構築物またはその他の設備が倒壊して他人に損害を与えた場合、その責任者[其他責任人]が権利侵害責任を負う。</p> <p>第 85 条 建築物、構築物またはその他の施設およびその設置物や掲示物に脱落、墜落が発生して他人に損害を与えて、所有者、管理者または使用者が、自己に過失がないことを証明できない場合は、権利侵害責任を負わなければならない。所有者、管理者または使用者は、賠償後に、他に責任者がいるときは、その責任者に求償する権利を有する。</p> <p>第 87 条 建築物の中から放り投げられた物品または建築物上から墜落した物品が他人に損害を与えたが、具体的な権利侵害者を特定することが難しい場合は、自己が権利侵害者ではないことを証明することができる者を除き、加害の可能性のある建築物使用者が補償を行う。</p>
---	---

<p>清]しなければならない。</p> <p>第1255条 積荷が倒壊、崩落または滑落して他人に損害を与えたが、積荷の荷積者が自己に過失がないことを証明できない場合は、権利侵害責任を負わなければならない。</p> <p>第1256条 公共道路上に積み上げられ、崩れ、散らばることで通行を妨害する物品が他人に損害を与えた場合、<u>権利侵害者が権利侵害責任を負わなければならない。公共道路の管理者が整理[清理]、防護、警告等の義務をすでに尽くしていることを証明できないときは、相応の責任を負わなければならない。</u></p> <p>第1257条 林木の伐採、倒木または果実の落下等により他人に損害を与えたが、林木の所有者または管理者が自己に過失がないことを証明できない場合は、権利侵害責任を負わなければならない。</p> <p>第1258条 公共の場所または道路上において地下施設等を掘削、修繕設置して他人に損害を与えたが、<u>施工者がすでに明確な標識を設置していることおよび安全措置を採っていることを証明できない場合は、権利侵害責任を負わなければならない。</u></p> <p>②マンホール等の地下施設により他人に損害を与えたが、管理人が管理の職責を尽くしていたことを証明できない場合は、権利侵害責任を負わなければならない。</p> <p>削除←</p> <p>削除←</p>	<p>第88条 積荷が倒壊して他人に損害を与えたが、積荷の荷積者が自己に過失がないことを証明できない場合は、権利侵害責任を負わなければならない。</p> <p>第89条 公共道路上に積み上げられ、崩れ、散らばることで通行を妨害する物品が他人に損害を与えた場合、<u>関連する単位または個人が権利侵害責任を負わなければならない。</u></p> <p>←【道路交通事故損害賠償解釈第10条参照】</p> <p>第90条 林木の伐採により他人に損害を与えたが、林木の所有者または管理者が自己に過失がないことを証明できない場合は、権利侵害責任を負わなければならない。</p> <p>第91条 公共の場所または道路上において地下施設等を掘削、修繕設置して、<u>明確な標識を設置することおよび安全措置を採ることなく他人に損害を与えた場合は、施工者は権利侵害責任を負わなければならない。</u></p> <p>②マンホール等の地下施設により他人に損害を与えたが、管理人が管理の職責を尽くしていたことを証明できない場合は、権利侵害責任を負わなければならない。</p> <p>第12章—附則</p> <p>第92条—本法は2010年7月1日から施行する。</p>
<p>附則</p>	
<p>第1259条 民法において「以上[以上]」、「以下[以下]」、「以内[以内]」、「満了[届满]」というものには、その数を含むものとし、「未満[不满]」、「超える[超过]」、「以外[以外]」というものには、その数は含まないものとする。</p> <p>第1260条 この法律は2021年1月1日から施行する。「中華人民共和国婚姻法」、「中華人民共和国相続法[承継法]」、「中華人民共和国民法通則」、「中華人民共和国養子法[收养法]」、「中華人民共和国担保法」、「中華人民共和国契約法[合同法]」、「中華人民共和国物権法」、「中華人民共和国権利侵害責任法[侵权责任法]」、「中華人民共和国民法総則」は同時に廃止する。</p>	<p>民法総則第205条 民法において「以上[以上]」、「以下[以下]」、「以内[以内]」、「満了[届满]」というものには、その数を含むものとし、「未満[不满]」、「超える[超过]」、「以外[以外]」というものには、その数は含まないものとする。</p> <p>←新設</p>

*本研究はJSPS 科研費 19K01252 の助成を受けた研究成果の一部である。

〈注〉

- (1) 新華社 HP「中国民法典誕生！」[<http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202005/1247ca1d376e47e9b02a3053dd438e2d.shtml>] (2020年10月20日最終アクセス)。
- (2) 中国権利侵害責任法の中でも、比較法的に注目すべき論点について詳細な検討を加えた書物として、文元春編著、王成=張愛軍=元培冰=瀨川信久=小口彦太=但見亮=長友昭著『中国不法行為法の研究——公平責任と補充責任を中心に——』成文堂、2019年がある。なお、同書では、公平責任と補充責任に関する関連条文を法律・司法解釈など広範囲に収録しているため、本稿における訳出の際にも大いに参考にした。
- (3) 参照条文として提示したものは、具体的には以下の通りである。

【精神損害解釈】→「最高人民法院民事権利侵害での精神損害賠償責任を確定する若干の問題に関する解釈」[關於確定民事侵權精神損害賠償責任若干問題的解釋](2010年3月8日公布, 同年3月10日施行)

第4条 人格を象徴する意義を有する特定の記念物品が、権利侵害行為により恒久的[永久性]に滅失または毀損され、物品の所有者が権利侵害を理由として、人民法院に訴えを提起して精神損害の賠償を求める場合、人民法院は受理しなければならない。

【消費者権利利益保護法】[消費者權益保護法](1993年10月31日公布, 1994年1月1日施行, 2013年10月25日改正, 2014年3月15日施行)

第19条 事業者は、その提供する商品又はサービスに欠陥が存在することを発見し、人身または財産の安全に危害を及ぼす危険がある場合、直ちに關係行政部門に報告し、消費者に告知し、かつ販売停止、警告表示、リコール、無害化处理、廃棄、生産又はサービスの停止などの措置を講じなければならない。

リコール措置を講じる場合、事業者は、商品のリコールにより消費者の支出する必要な費用を負担しなければならない

第51条 事業者に侮辱誹謗、身体検査、人身の自由の侵害等の消費者またはその他の被害者の人身の権利利益を侵害する行為があり、重大な[嚴重]精神的損害を与えた場合、被害者は精神損害の賠償を請求することができる。

【民法通則解釈】→最高人民法院「中華人民共和國民法通則」を貫徹して執行する若干の問題に関する意見(試行)(1988年4月2日公布, 同日施行)

第22条 監護者は監護の職責の一部または全部を他人に委任することができる。被監護者の権利侵害によって民事責任を負う必要がある場合は、監護者が負わなければならないが、ただし、別段の約定があるときはこの限りでなく、受任者に確かに過失があるときは、連帯責任を負う。

【人身損害解釈】→最高人民法院「人身損害賠償事件の審理で法律を適用する若干の問題に関する解釈」[關於審理人身損害賠償案件適用法律若干問題的解釋](2003年12月26日公布, 2004年5月1日施行)

第8条 法人またはその他の組織の法定代表者、責任者および業務要員が、職務執行中に人に損害を与えた場合、民法通則第121条の規定に照らして、当該法人またはその他の組織が民事責任を負わなければならない。上述の者が職務と関係のない行為を実施して人に損害を与えたときは、行為者が賠償責任を負わなければならない。

②「国家賠償法」の賠償事由に属する場合は、「国家賠償法」の規定に照らして処理する。

第9条 被用者が雇用活動[雇傭活動]に従事している中で人に損害を与えた場合、使用者は賠償責任を負わなければならない。被用者が故意または重大な過失により人に損害を与えたときは、使用者と連帯して賠償責任を負わなければならない。使用者が連帯して賠償責任を負ったときは、被用者に求償することができる。

②前項でいう「雇用活動に従事する」とは、使用者が授権または指示した範囲内で生産経営活動またはその他の労務活動に従事することを指す。被用者の行為が授権の範囲を越えているが、その表現形式が職務の履行である、または職務の履行と内在的連係がある場合は「雇用活動に従事する」ものと認定しなければならない。

第10条 請負人が仕事を完成する過程において、第三者に損害を与えた、または自身が損害を被った場合、注文者は賠償責任を負わない。ただし、注文者に注文、指示または選任についての過失があるときは、相

応の賠償責任を負わなければならない。

第13条 他人のために労務を無償で提供する業務補助者[幫工人]が、業務補助活動に従事する中で人に損害を与えた場合、被業務補助者は賠償責任を負わなければならない。被業務補助者が明確に業務補助を拒絶していたときは、賠償責任を負わない。業務補助者に故意または重大な過失があり、賠償権者が業務補助者および被業務補助者に連帯して責任を負うよう請求するときは、人民法院は支持しなければならない。

第14条 業務補助者が業務補助活動により人身損害を被った場合、被業務補助者は賠償責任を負わなければならない。被業務補助者が明確に補助を拒絶していたときは、賠償責任を負わないが、ただし、受益の範囲内で適当な補償を与えることができる。

②業務補助者が第三者の権利侵害により人身損害を被った場合、第三者が賠償責任を負う。第三者が特定できない、または賠償能力がない場合、被業務補助者が適当な補償を与えることができる。

【情報ネットワーク権利侵害規定】→最高人民法院情報ネットワークを利用した人身の権利利益の権利侵害を審理する民事紛争事件の法律適用の若干の問題に関する規定[最高人民法院關於審理利用信息網絡侵害人身權益民事糾紛案件適用法律若干問題的規定](2014年6月23日公布, 2014年10月10日施行)

第5条 権利侵害責任法第36条第2項の規定に基づき、被権利侵害者が書面形式またはネットワークサービス提供者の公示の方式でネットワークサービス提供者が発出した通知で、下に列挙する内容が含まれるものは、人民法院は有効であると認定しなければならない。

- (一) 通知者の氏名的(名称)および連絡方法
- (二) 必要な措置を採ることを求めるネットワークアドレスまたは権利侵害の内容を正確に画定するのに十分な関連情報
- (三) 通知者が関連情報の削除を求める理由。

②被権利侵害者が発送した通知が上述の要件を満たさず、ネットワークサービス提供者が責任の免除を主張するときは、人民法院は支持しなければならない。

第6条 人民法院が権利侵害責任法第36条第2項の規定を適用する際に、ネットワークサービス提供者が採る削除、遮断[屏蔽]、リンクの切断等の必要な措置がすみやかであるかを認定するには、ネットワークサービスの性質に基づいて、有効な通知の形式および正確さの程度、ネットワーク情報が侵害した権利利益の類型と程度等の要素を総合して判断しなければならない。

第7条 その発布した信息に削除、遮断、リンクの切断等の措置が採られたネットワーク利用者が、ネットワークサービス提供者に債務不履行責任[違約責任]または権利侵害責任を負うよう主張し、ネットワークサービス提供者が通知を受領して抗弁を行った場合、人民法院は支持しなければならない。

②削除、遮断、リンクの切断等の措置が取られたネットワーク利用者は、請求ネットワークサービス提供者に通知の内容を提供するよう求める場合、人民法院は支持しなければならない。

第8条 通知者の通知によってネットワークサービス提供者が誤って削除、遮断、リンクの切断等の措置を採り、措置を採られたネットワーク利用者が通知者に権利侵害責任を負うよう求める場合、人民法院は支持する。

②誤って措置を採られたネットワーク利用者がネットワーク提供者に相応の回復措置を採るよう求める場合、人民法院は支持するが、ただし、技術的条件の制限を受けて回復できないときはこの限りでない。

【食品安全法】(2009年2月28日公布, 同年6月1日施行)

第63条 食品安全国家基準がまだない食品、または初めて輸入される食品添加物の新品種、食品関連製品の新品種を輸入する場合、輸入商は、國務院の衛生行政部門に申請を行い、なおかつ関連する安全性評価資料を提出しなければならない。國務院の衛生行政部門は、本法第44条の規定によって許可の是非の決定をするものとし、かつすみやかに相応の食品安全国家基準を策定するものとする。

【道路交通事故損害賠償解釈】→最高人民法院道路交通事故損害賠償事件の審理で法律を適用する若干の問題に関する解釈[最高人民法院關於審理道路交通事故損害賠償案件適用法律若干問題的解釋](2012年9月17日公布, 2012年12月21日施行)

第2条 他人の自動車[機動車]の運転の許諾を得ずに交通事故を起こして損害が生じ、当事者が権利侵害責任法第49条の規定に照らして自動車の運転者が賠償責任を負うよう求める場合、人民法院は支持する。

自動車の所有者または管理者に過失があるときは、相応の賠償責任を負うものとするが、ただし、権利侵害責任法第52条の規定の事由があるときはこの限りでない。

第3条 名義借り[掛靠]形式で道路運輸経営活動に従事する自動車が交通事故を起こして損害が生じ、当該自動車の側のみの責任に属するもので、名義借り人および名義貸し人が連帯責任を負うよう当事者が求める場合、人民法院は支持する。

第10条 道路上に積み上げられ、崩れ、散らばった物品等によって通行を妨害する行為が、交通事故を引き起こして損害が生じ、当事者が行為者に賠償責任を負うよう求める場合、人民法院は支持する。道路の管理者が法律、法規、規則[規章]、国家標準、業界標準または地方標準に照らして整理[清理]、防護、警告等の義務を尽くしていることを証明できないときは、相応の賠償責任を負わなければならない。

第16条 自動車第三者責任強制保険（以下「交強險」と略称）および第三者責任商業保険（以下「商業三者險」と略称）に同時に保険加入している自動車が交通事故を起こして損害が生じ、当事者が権利侵害者と保険会社を同時に訴えた場合、人民法院は下に列挙する規則に照らして賠償責任を確定しなければならない。

- (一) まず交強險の保険を担う保険会社が責任限度額の範囲内で賠償をする
 - (二) 不足部分は、商業三者險の保険を担う保険会社が保険契約に基づいて賠償をする
 - (三) それでもなお不足するとき、道路交通安全法および権利侵害責任法の関連規定に照らして権利侵害者が賠償する
- ②被権利侵害者またはその近親者[近親属]が交強險の保険を担う保険会社が精神損害を優先して賠償するよう求める場合は、人民法院は支持する。

拓殖大学研究所紀要投稿規則

(目的)

第1条 拓殖大学（以下、「本学」という。）に附置する、経営経理研究所、政治経済研究所、言語文化研究所、理工学総合研究所、人文科学研究所、国際開発研究所、日本語教育研究所および地方政治行政研究所（以下、「研究所」という。）が刊行する紀要には、多様な研究成果及び学術情報の発表の場を提供し、研究活動の促進に供することを目的とする。

(紀要他)

第2条 研究所の紀要は、次の各号のとおりとする。

- (1) 経営経理研究所紀要『拓殖大学 経営経理研究』
- (2) 政治経済研究所紀要『拓殖大学論集 政治・経済・法律研究』
- (3) 言語文化研究所紀要『拓殖大学 語学研究』
- (4) 理工学総合研究所紀要『拓殖大学 理工学研究報告』
- (5) 人文科学研究所紀要『拓殖大学論集 人文・自然・人間科学研究』
- (6) 国際開発研究所紀要『国際開発学研究』
- (7) 日本語教育研究所紀要『拓殖大学 日本語教育研究』
- (8) 地方政治行政研究所紀要『拓殖大学 政治行政研究』

2 研究所長は、次の事項について毎年度決定する。

- (1) 紀要の『執筆予定表』の提出日
- (2) 投稿する原稿（以下、「投稿原稿」という。）及び紀要の『投稿原稿表紙』の提出日
- (3) 投稿原稿の査読等の日程

(投稿資格)

第3条 紀要の投稿者（共著の場合、投稿者のうち少なくとも1名）は、原則として研究所の専任教員、兼任研究員および兼任研究員（以下「研究所員」という。）とする。

2 研究所の編集委員会が認める場合には、研究所員以外も投稿することができる。

3 研究所の編集委員会は、前項に規定する研究所員以外のうち、講師（非常勤）の投稿について、年度1回を限度に認めることができる。

(著作権)

第4条 投稿者は、紀要に掲載された著作物が、本学機関リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）において公開されることおよび当該著作物の著作権のうち複製権・公衆送信権の権利行使を研究所に委託することを許諾しなければならない。

2 共同執筆として紀要に掲載する場合には、共同執筆者全員がリポジトリにおいて公開されることおよび当該著作物の著作権のうち複製権・公衆送信権の権利行使を研究所に委託することについて承諾し、投稿代表者に承諾書を提出しなければならない。投稿代表者は、共同執筆者全員の承諾書を投稿する原稿と一緒に研究所に提出しなければならない。

(執筆要領および投稿原稿)

第5条 投稿原稿は、研究所の紀要執筆要領の指示に従って作成する。

2 投稿原稿は、図・表を含め、原則として返却しない。

3 学会等の刊行物に公表した原稿あるいは他の学会誌等に投稿中の原稿は、紀要に投稿することはできない（二重投稿の禁止）。

(原稿区分他)

第6条 投稿原稿区分は、次の表1、2のとおり定める。

表1 投稿原稿区分：第2条に規定する理工学総合研究所を除く研究所

(1) 論文	研究の課題，方法，結果，含意（考察，技術，表現について明確であり，独創性および学術的価値のある研究成果をまとめたもの。
(2) 研究ノート	研究の中間報告で，将来，論文になりうるもの（論文の形式に準じる。新しい方法の提示，新しい知見の速報などを含む。
(3) 抄録	本条第5項に該当するもの。
(4) その他	上記区分のいずれにも当てはまらない原稿（公開講座記録等）については，編集委員会において取り扱いを判断する。また，編集委員会が必要と認めた場合には，新たな種類の原稿を掲載することができる。

表2 投稿原稿区別：理工学総合研究所

(1)論文, (2)研究速報, (3)展望・解説, (4)設計・製図, (5)抄録(発表作品の概要を含む), (6)その他(公開講座記録等)

- 2 投稿原稿区分は、投稿者が選定する。ただし、紀要への掲載にあたっては、査読結果に基づいて、編集委員会の議を以て、投稿者に掲載の可否等を通知する。
- 3 紀要への投稿が決定した場合には、投稿者は600字以内で要旨を作成し、投稿した原稿のキーワードを3～5個選定する。ただし、要旨には、図・表や文献の使用あるいは引用は、認めない。
- 4 研究所研究助成を受けた研究所員の研究成果発表(原稿)の投稿原稿区分は、原則として論文とする。
- 5 研究所研究助成を受けた研究所員が、既に学会等で発表した研究成果(原稿)は、抄録として掲載することができる。

(投稿料他)

第7条 投稿者には、一切の原稿料を支払わない。

2 投稿者には、抜き刷りを30部まで無料で贈呈する。但し、査読を受けた論文等に限る。

(リポジトリへの公開の停止及び削除)

第8条 投稿者よりリポジトリへの公開の停止及び削除の申し出があった場合または編集委員会がリポジトリへの公開の停止及び削除が必要と判断した場合には、リポジトリへの公開の停止及び削除をおこなうことができる。

(その他)

第9条 本投稿規則に規定されていない事柄については、編集委員会の議を以て決定する。

(改廃)

第10条 この規則の改廃は、研究所運営委員会の議を経て研究所運営委員会委員長が決定する。

附則

この規則は、令和2年3月1日から施行する。

拓殖大学地方政治行政研究所紀要『拓殖大学 政治行政研究』執筆要領

1. 発行回数

紀要『拓殖大学 政治行政研究』（以下、「紀要」という。）は、原則として年1回、年度末に発行する。

2. 執筆予定表の提出

紀要に投稿を希望する研究所専任教員ならびに兼担兼任研究員（以下、「研究所員」という。）は、『拓殖大学 政治行政研究』執筆予定表（以下、「執筆予定表」という。）を、研究所が毎年定めた日までに、学務部研究支援課（以下、「研究支援課」という。）に提出する。

3. 投稿原稿

(1) 分量・様式

投稿原稿の分量ならびに様式は、本文と注及び図・表を含め、原則として、以下のとおりとする。

I	論文, 研究ノート	24,000 字 (1 行 43 字×34 行で 16 頁) 以内	} A4 縦版・横書
II	上記以外のもの	20,000 字 (1 行 43 字×34 行で 14 頁) 以内	
III	上記以外のもの	6,000 字	

(2) 上記以外の様式にて、投稿原稿を提出する場合には、研究所編集委員会（以下、「編集委員会」という。）と協議する。

(3) 使用言語

投稿原稿の使用言語は日本語、数字はアラビア数字を用いる。

ただし、日本語以外の言語での執筆を希望する場合は、事前に編集委員会に書面にて申し出て、許可を受ける。

その場合、許可を受けた投稿者は、必ず外国語に通じた人の入念な校閲を受けたものに限る。

(4) 図・表・数式の表示

(a) 図・表の使用は、必要最小限にし、それぞれに通し番号と図・表名を付けて、本文中に挿入位置と原稿用紙上に枠で大きさを指定する。図・表も分量に含める。

(b) 図および表は、コンピューター等を使って、きれいに作成すること。

(c) 数式は、コンピューター等のソフトを用いて正確に表現すること。

(5) 注・参考文献

注は、本文中に（右肩にパーレンで）通し番号とし、執筆者の意向を尊重して脚注、後注とも可能とする。

また、引用・典拠の表示は、日本語で一般的な方式に従うものとする。

(6) 原稿区分は、「拓殖大学地方政治行政研究所紀要投稿規則」に記載されている種別のいずれかとするが、「その他」の区分、定義については付記のとおりとする。

(7) 投稿原稿の受理日は、研究支援課に到着した日とする。

(8) 完成した原稿1部とコンピューターの機種・使用ソフトを明記した電子媒体（以下、「完成原稿他」という。）を編集委員会宛に提出し、投稿者は投稿原稿（データ）の写しを保管する。

(9) 上記分量を超えた投稿原稿は、編集委員会で分割掲載等の制限をおこなうこともある。

投稿者の希望で、紀要の複数号にわたって、同一タイトルで投稿することはできない。

ただし、編集委員会が許可した場合に限り、同一タイトルの原稿を何回かに分けて投稿することができる。その場合は、最初の稿で全体像と回数を明示しなければならない。

上記以外の様式等にて、投稿原稿の提出をする場合にも、編集委員会と協議する。

4. 投稿原稿表紙ならび投稿原稿の提出

紀要に投稿を認められた研究所員は、完成投稿原稿と一緒に、『拓殖大学 政治行政研究』投稿原稿表紙を、研究所が毎年定めた日までに、研究支援課に提出する。

5. 原稿の審査・変更・再提出

(1) 投稿原稿の採否は、編集委員会の指名した査読者の査読結果に基づいて、編集委員会が決定する。編集委員会は、原稿の区分の変更を投稿者に求める場合もある。

(2) 提出された投稿原稿は、編集委員会の許可なしに変更してはならない。

(3) 編集委員会は、投稿者に若干の訂正あるいは書き直しを要請することができる。

(4) 編集委員会は、紀要に掲載しない事を決定した場合は、所長名の文書でその旨を執筆者に通達する。

(5) 他の刊行物に既に発表された、もしくは投稿中の原稿は、紀要に投稿することができない。

- (6) 投稿者は、編集委員会の査読を経て、修正・加筆などが済み次第、完成原稿等を、研究所が毎年定めた日までに、研究支援課に提出すること。

6. 校正

掲載が認められた投稿原稿の校正については、投稿者が初校および再校を行い、編集委員会と所長が三校を行う。この際、投稿者が行う校正は、最小限の字句に限り、版組後の書き換え、追補は認めない。

校正は、所長の指示に従い、迅速に行う。校正が、研究所が定めた期日までに行われない場合は、紀要に掲載できないこともある。

7. その他

本執筆要領に規定されていない事項については、編集委員会の議を以て、所長が決定する。

8. 改廃

この要領の改廃は、研究所運営会議の議を経て、所長が決定する。

附則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

付記：「その他」の区分・定義について

①	調査報告：	専門領域に関する調査。
②	資 料：	原稿区分の範疇以外で教育・研究上有用であると考えられるもの。
③	記 録：	研究所が主催する講演等の記録を掲載するもの。

以上

執筆者の紹介（目次掲載順）

高橋 智彦（たかはし・ともひこ）	政 経 学 部 教 授
濱口 和久（はまぐち・かずひさ）	地方政治行政研究科特任教授
長 友昭（ち ょ う・ともあき）	政 経 学 部 教 授

本誌のタイトル『拓殖大学政治行政研究』は、本学第17代総長 藤渡辰信によって掲筆されたものです。

※本紀要の刊行年について第6巻までは刊行年度を表示しましたが、第7巻より実際の刊行年月を表示しております。

拓殖大学 政治行政研究 第12巻

2021年（令和3年）3月25日 発行

編集兼発行人 拓殖大学地方政治行政研究所長 浅野正彦

発行所 拓殖大学地方政治行政研究所
〒112-8585 東京都文京区小日向3丁目4番14号
Tel. 03-3947-7595

印刷所 株式会社 外為印刷

The Journal of Politics and Administration

Vol. 12 (March 2021)

Contents

Articles

The efficiency of regional bank

—Designated financial institution problem etc.

from the point of view of Public Choice.....Tomohiko Takahashi... 1

Do you a Hospital Ship in Japan? Kazuhisa Hamaguchi... 15

Material

A Tentative Translation on the Torts

of the Chinese Civil CodeTomoaki Cho... 29